

第3期 いなべ市

子ども・子育て 支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度



「こどもまんなか」

笑顔はじける 学びと育みのまち いなべ

令和7年3月
いなべ市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 本計画の計画期間	3
4 計画策定体制	4
5 計画の推進	5
(1) 総合的な施策の推進	5
(2) 計画の進捗管理	5
6 近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向	6
第2章 市の状況	8
1 市の統計データ	8
(1) 人口、世帯等の状況	8
(2) 世帯の状況	11
(3) 就労の状況	13
2 市民ニーズの状況	16
(1) 調査の概要	16
(2) 調査結果のポイント	17
3 留意すべき現状・課題	38
(1) 市の統計データからみえる現状	38
(2) アンケート調査結果からみえる現状・課題	38
4 今後の子ども・子育て支援の方向性	39
(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて	39
(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて	39
(3) 地域特性を生かした子育て環境、こどもの居場所づくりについて	40
(4) 支援が必要な子どもへの対応について	40
5 基本的な視点	41
(1) 「こども」の視点	41
(2) 「保護者・家庭」の視点	41
(3) 「地域」の視点	41
第3章 計画の基本理念	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 施策体系	44
第4章 施策の展開	45
基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり	45
(1) こどもと母親の健康の確保	45
(2) 相談支援体制の充実	46
(3) こどもの発達を支援する体制の充実	47
基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	48
(1) 保育サービスの充実	48

(2) 地域での子育て支援体制の充実	48
(3) 子育てと仕事を両立できる職場づくり	49
(4) 男女共同参画による子育ての推進	50
(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減	51
基本目標3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり	52
(1) 学校教育の充実	52
(2) 家庭や地域の教育力の向上	53
(3) 次世代の親づくり	54
(4) 豊かな心の育成	54
(5) スポーツを通じたこどもの健やかな育成	55
基本目標4 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり	56
(1) こどもの居場所づくり	56
(2) こどもの学び・遊びを支援する環境づくり	57
基本目標5 こどもを守り育てる環境づくり	58
(1) こどもの人権の尊重	58
(2) 児童虐待防止対策の推進	58
(3) ひとり親家庭等への支援の充実	59
(4) 障がいがあるこどもへの支援の充実	60
(5) 生活困窮家庭（こどもの貧困）への支援	61
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容	62
1 子ども・子育て支援事業等について	62
(1) 本計画における給付・事業について	62
(2) 教育・保育提供区域の設定	63
(3) 児童人口の推計	63
(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	64
2 子ども・子育て支援給付について	65
(1) 子どものための教育・保育給付	65
(2) 子育てのための施設等利用給付	69
(3) 乳児等のための支援給付	70
3 地域子ども・子育て支援事業について	71
(1) 利用者支援事業	71
(2) 地域子育て支援拠点事業	72
(3) 妊婦健康診査事業	73
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	74
(5) 養育支援訪問事業	75
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	76
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	77
(8) 一時預かり事業	78
(9) 延長保育事業	80
(10) 病児保育事業	81
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	82
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	83
(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	83

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】	83
(15) 親子関係形成支援事業【新規】	84
(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	84
(17) 産後ケア事業【新規】	85
4 母子保健計画の目標	86
資料編	87
1. 計画策定について	87
(1) いなべ市子ども・子育て会議設置要綱	87
(2) いなべ市子ども・子育て会議委員名簿	89
(3) 策定経緯	90
2. 用語解説	91

○「こども」の表記について

本計画では、固有名詞、法律名、条文、事業名等を除いて「子ども」を「こども」とひらがなで表記しています。

○「障がい」の表記について

本計画では、法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

○新規掲載事業について

45 ページ以降の事業について、子ども・子育て支援事業計画へ新たに掲載する事業は、【新規】と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、近年、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年には「新エンゼルプラン」を作成し、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、子ども・子育て支援について総合的な施策を講じてきました。

しかし、依然として少子化が進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、待機児童問題や仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分でないことなどから、平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

また、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年4月に「こども家庭庁」が設置されるとともに、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」及び異次元の少子化対策を具現化した「こども未来戦略」が閣議決定され、こどもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

これまで、本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成26年度に「第1期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「人、緑、地域で子どもを育むまち いなべ」を基本理念として、家庭、地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていくまちを目指し、子育て支援を行ってきました。

また、令和元年度には第1期計画の理念を引き継ぎ「第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指して、社会状況の変化に対応しながら各計画と連携し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

現在の「第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、今後もこどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、これまでの成果と課題やアンケート調査により把握した子育て世代等のニーズを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）を策定します。

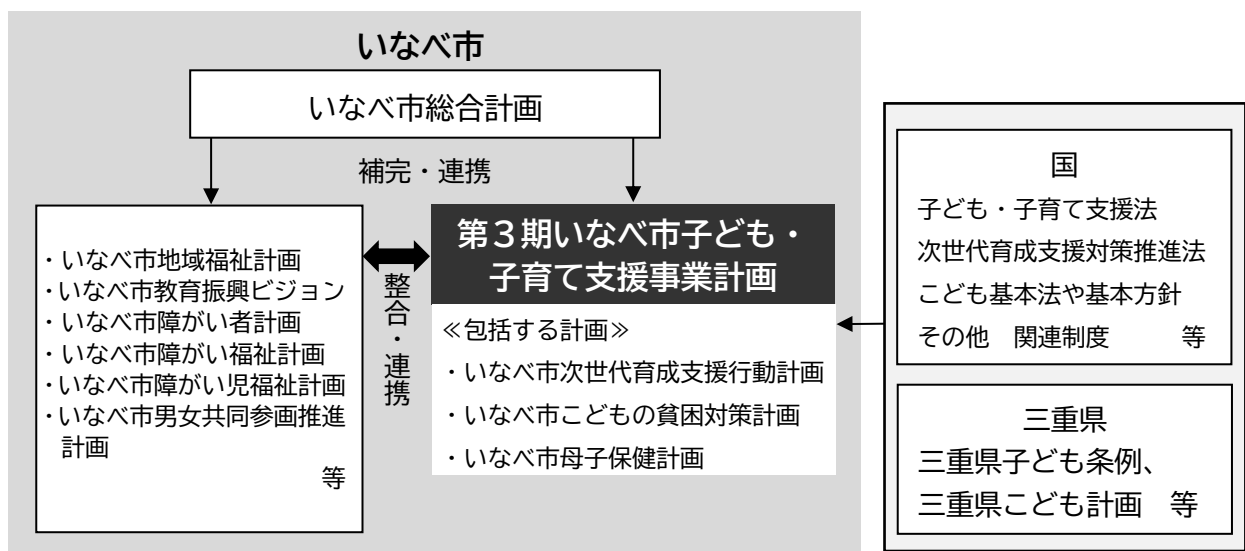
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

また、本計画の策定にあたっては、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、母子保健計画を包括するとともに、市の最上位計画である「いなべ市総合計画」やその他関連する計画と整合性を持ったものとして定めます。

さらに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後、国の「こども大綱」、県の「こども計画」を勘案した「(仮称) いなべ市こども計画」を令和 7 年度以降に策定を予定しており、本計画との関係性についても適宜整理する予定です。

▼計画の位置づけ



▼本計画に関連する主な法律等

法令等	計画に関する内容
子ども・子育て支援法	【義務】第 61 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	【努力義務】第 8 条第 1 項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。

法令等	計画に関する内容
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	【努力義務】第10条第2項 市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとする。
母子保健計画	母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定に資する「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえた地域の特性に応じた施策を策定・実施する。

▼参考：こども基本法及びこども大綱

法令等	計画に関する内容
こども基本法	【努力義務】第10条第2項 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。
こども大綱	【こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」】 すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

3 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、計画期間中であっても様々な状況の変化により必要が生じた場合は適宜、計画の見直しを行います。

▼計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				
						(仮称) いなべ市こども計画 (令和8年度～令和11年度)			

4 計画策定体制

本計画は、いなべ市子ども・子育て会議を中心とした審議や各種アンケート調査の結果等を踏まえ、策定しました。

①各種アンケート調査の実施

市民の子育てに関する実態やニーズ等の把握を行うため、就学前児童保護者、小学校就学児保護者、妊娠されている方（妊婦）を対象としたアンケート調査を実施しました。

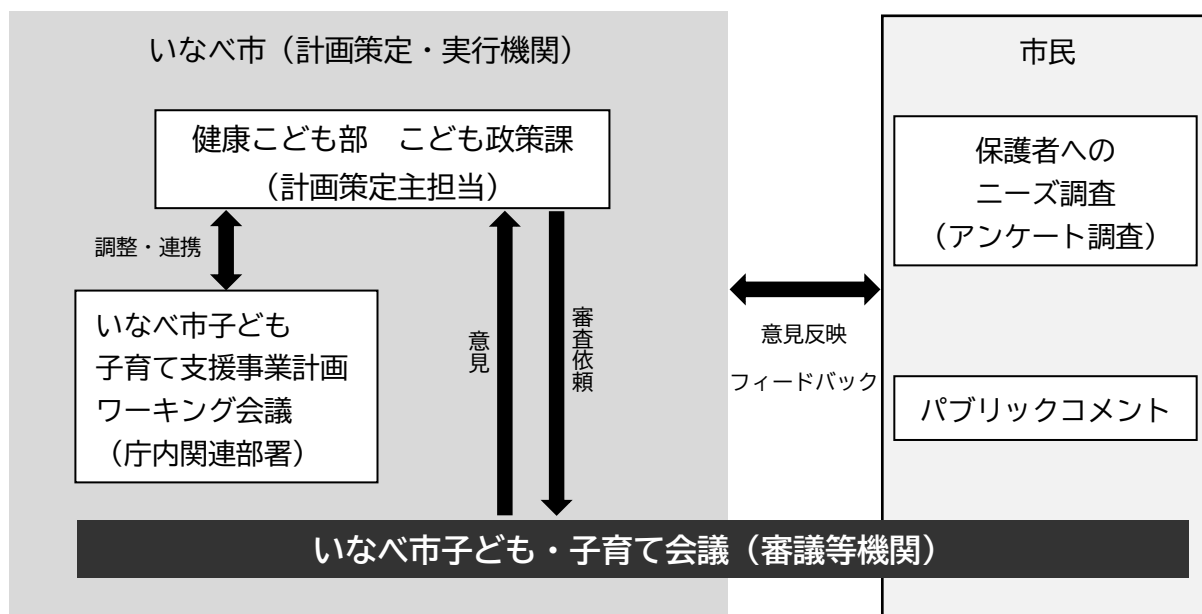
②いなべ市子ども・子育て会議での審議

子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「いなべ市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

③パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

▼策定体制のイメージ



5 計画の推進

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。

そのため、市全体がこどもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結び付き、計画全体を推進していく必要があります。

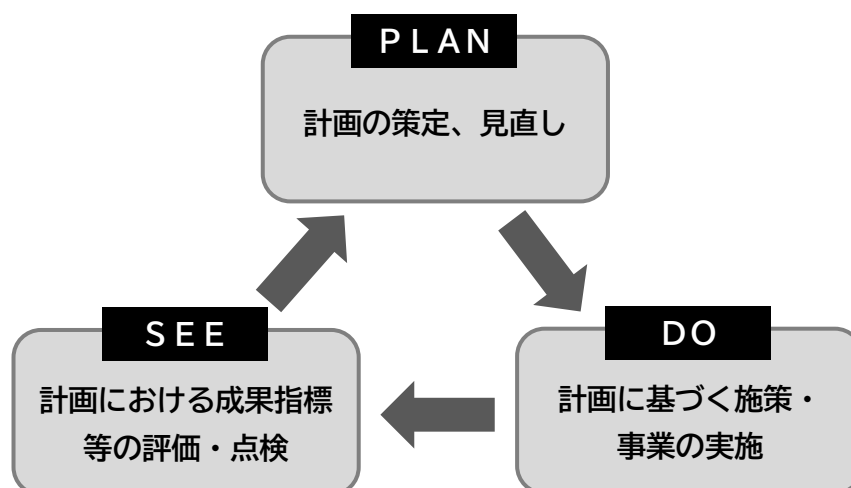
計画の推進にあたっては、こども政策課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、いなべ市子ども・子育て会議に報告し評価、点検していきます。

評価、点検にあたっては、PDSサイクル（計画、実行、評価、改善）の視点で、毎年度、計画の各種施策の取り組み状況や成果指標における効果検証の定量的な評価を行い、必要に応じて取り組みの改善や各種施策の検討に反映するよう努めるとともに、必要な場合は、この計画の修正、見直しを検討します。

▼PDSサイクルのイメージ



6 近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向

近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向は次のとおりとなっています。

▼近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
平成 27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法改定	・平成37年3月末までの時限立法延長
	健やか親子21（第2次）の策定	・子育て・健康支援として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を基盤課題として設定
平成 28年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正 （関連して母子保健法一部改正）	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29年	子育て安心プラン策定	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
平成 30年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための放課後児童対策の充実

	法律・制度等	内容
令和元年	子ども・子育て支援法一部改正 (幼児教育・保育の無償化)	・ 幼児教育・保育の無償化開始(10月施行) ・ 子育てのための施設等利用給付の創設
	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正	・ 将来だけではなく「現在」に向けた対策であることを追記 ・ 市町村子どもの貧困対策計画の努力義務化
	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	・ 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ・ 地方公共団体による取り組みの充実 ・ 支援が届きにくい子ども・家庭への支援
令和3年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	・ 「こどもまんなか社会」の実現のため「こども家庭庁」を創設する方針
令和4年	児童福祉法改正	・ こども家庭センターの設置の努力義務化 ・ 地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設(令和6年施行)
令和5年	こども家庭庁設置	・ 子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府に設置
	こども基本法施行	・ こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行
	「こども大綱」閣議決定	・ こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針
	「こども未来戦略」閣議決定	・ 子育て世帯の家計、こどもと子育て、共働き・共育を応援
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)策定	・ すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上
令和6年	子ども・子育て支援法改正	・ 地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、③産後ケア事業が創設(令和7年施行)
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律施行	・ 「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へ変更

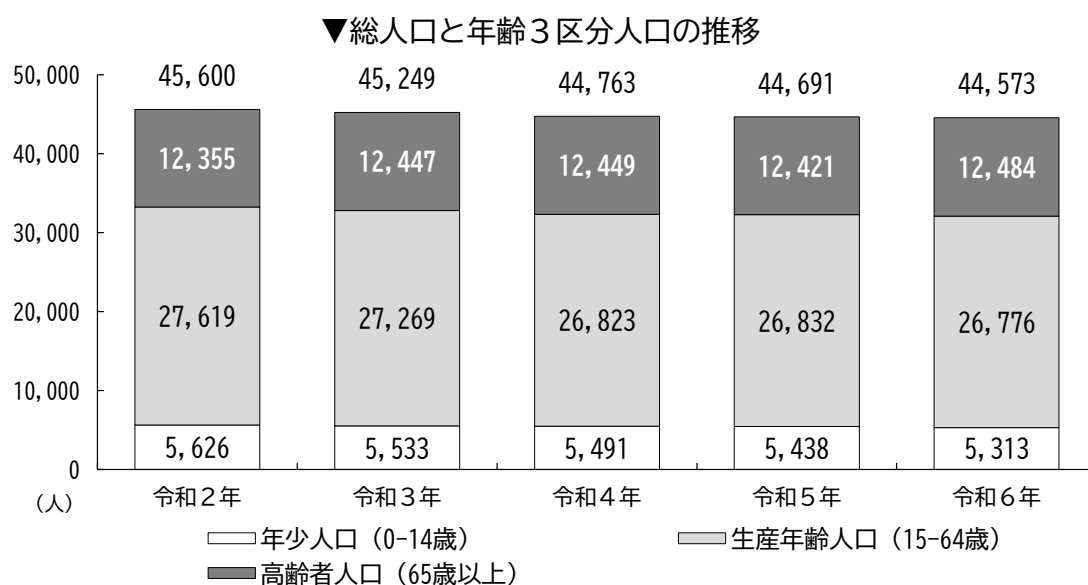
第2章 市の状況

1 市の統計データ

(1) 人口、世帯等の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

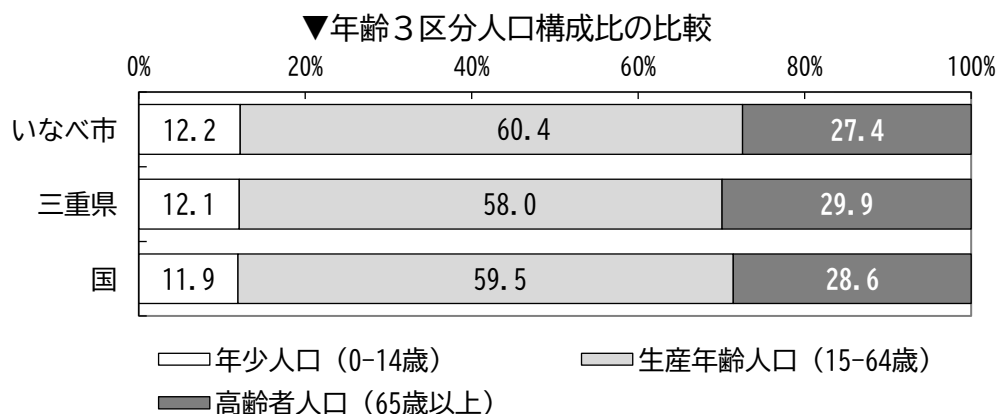
本市の総人口は、令和2年の45,600人から令和6年の44,573人へ、ほぼ横ばいながら緩やかな減少で推移しており、年齢3区分人口でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向、一方、高齢者人口（65歳以上）は、増加傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢3区分別人口の比較

令和2年国勢調査の年齢3区分人口構成比を国、県と比較すると、本市の年少人口割合は12.2%と国、県とほぼ同率となっています。

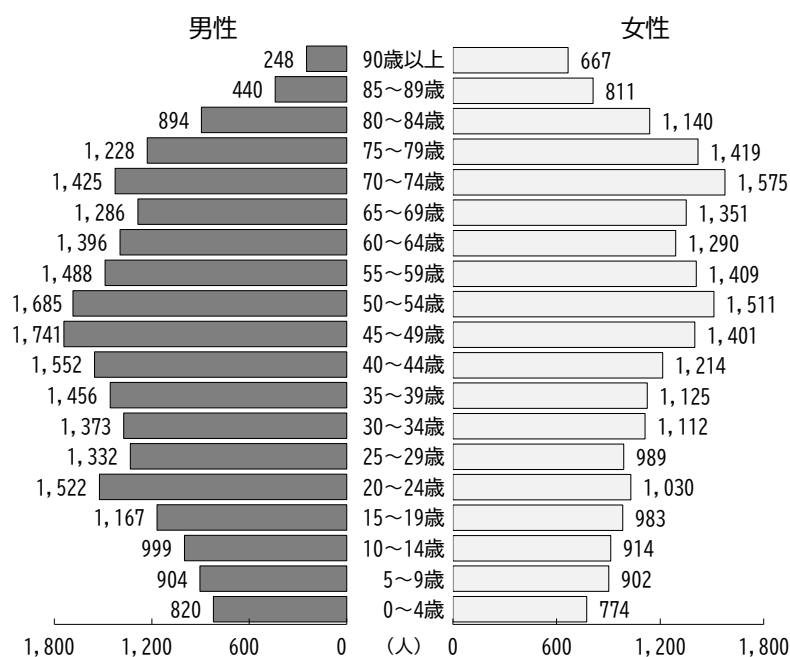


資料：令和2年国勢調査

③人口ピラミッドでみる人口構造

本市の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると（令和6年4月1日現在）、男性では45～49歳（1,741人）、女性では70～74歳（1,575人）の層が多くなっています。また、20代から40代の女性が男性に比べて少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

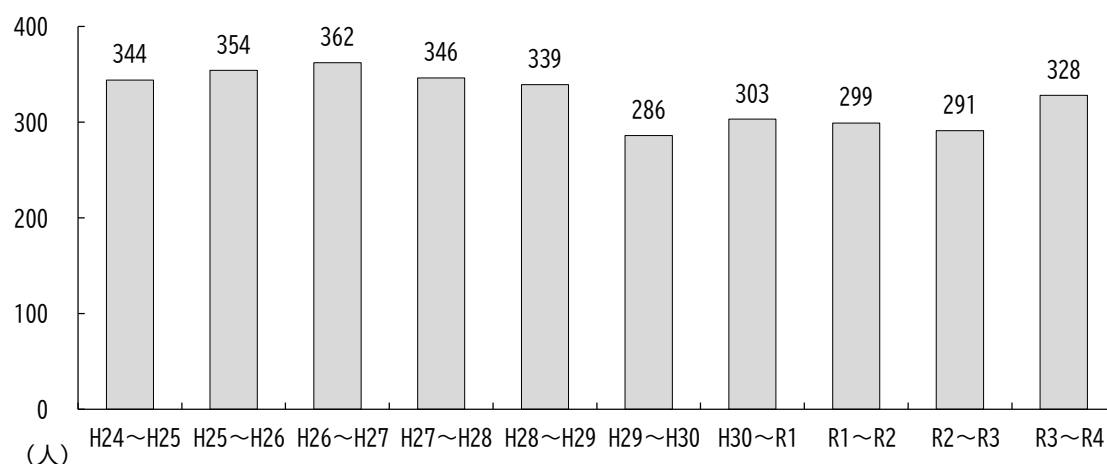


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

④出生数の推移

本市の出生数の直近の推移をみると、おおむね 300 人前後で推移していますが、暦年でみると緩やかな減少傾向がみられます。

▼出生数の推移

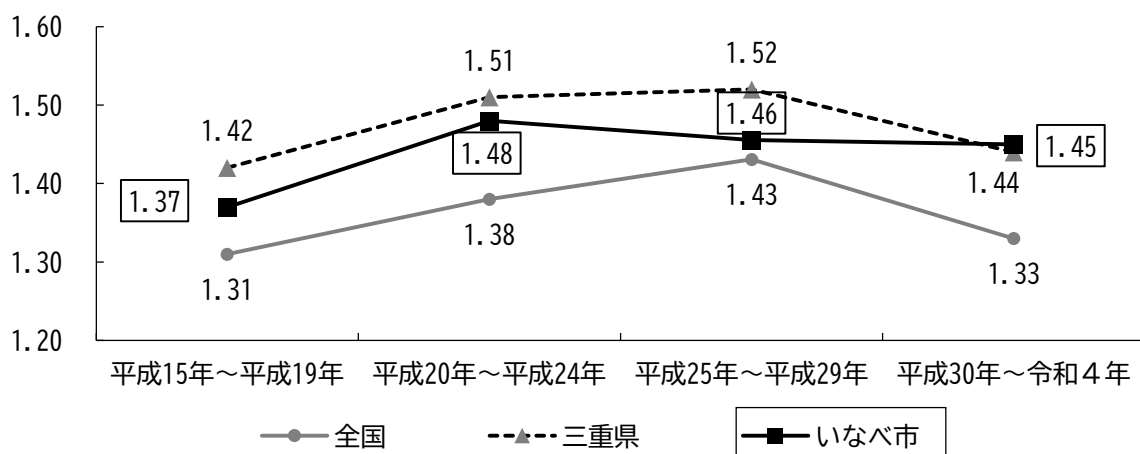


資料：三重県政策企画部統計課「月別人口調査」（各年10月1日～翌年9月30日）

⑤合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国を上回って推移し、平成30年～令和4年では県と同水準程度の1.45となっています。

▼合計特殊出生率の推移

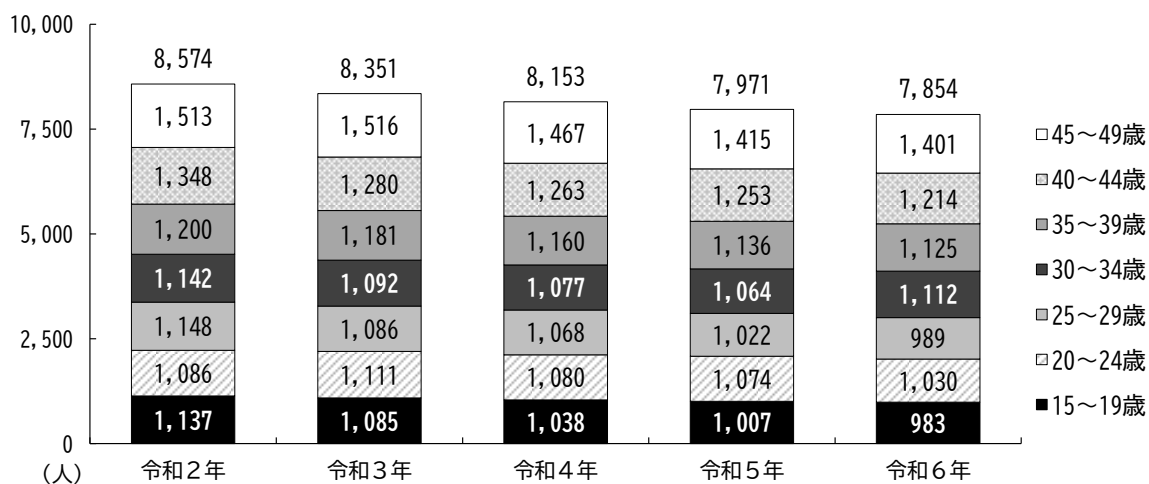


資料：人口動態保健所・市町村別統計

⑥女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の直近の推移をみると、令和2年の8,574人から令和6年の7,854人へ減少傾向で推移しています。

▼女性人口（15～49歳）の推移

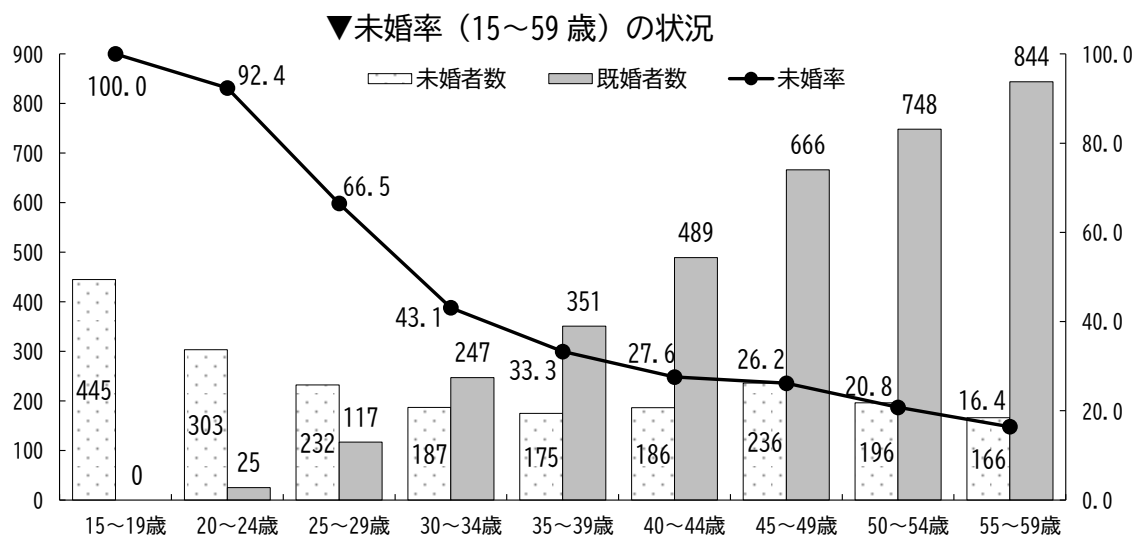


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑦未婚率の状況

年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

未婚率についても、20代後半では未婚者が66.5%を占めますが、30代前半では43.1%、30代後半では33.3%に減少しています。

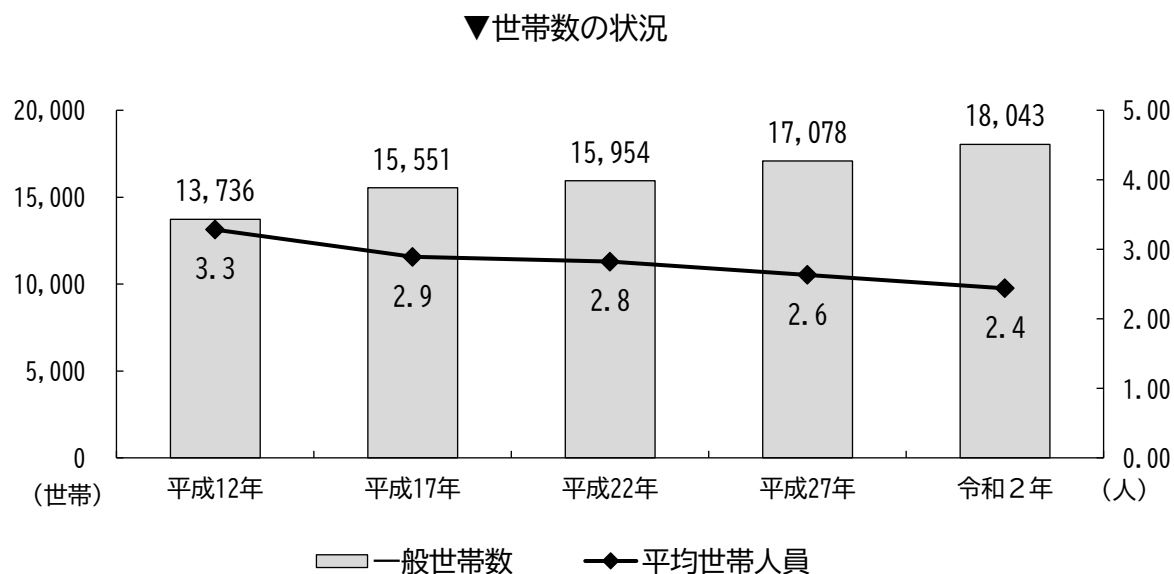


資料：令和2年国勢調査

（2）世帯の状況

①世帯数の状況

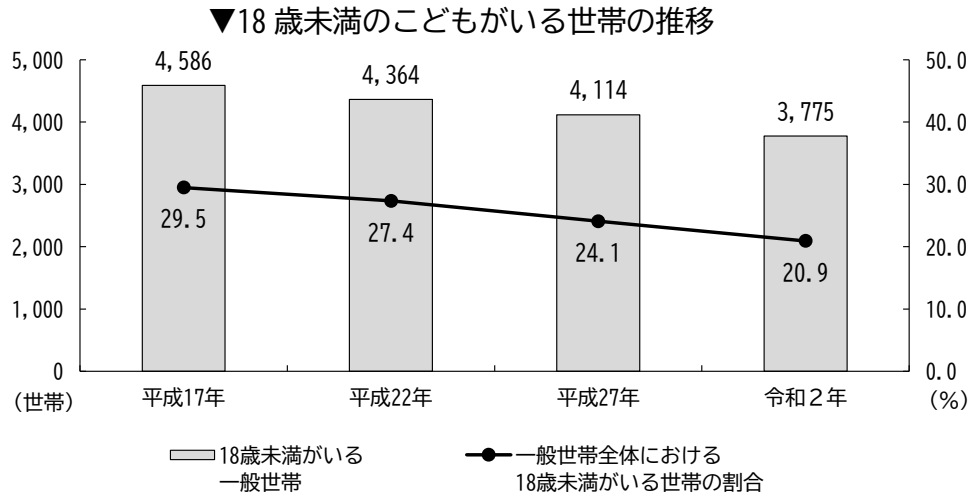
本市の世帯数をみると、平成12年の13,736世帯から増加傾向で推移し、令和2年には18,043世帯となっています。平均世帯人員は平成12年では1世帯あたり3.3人でしたが、令和2年には1世帯あたり2.4人となっています。



資料：令和2年国勢調査

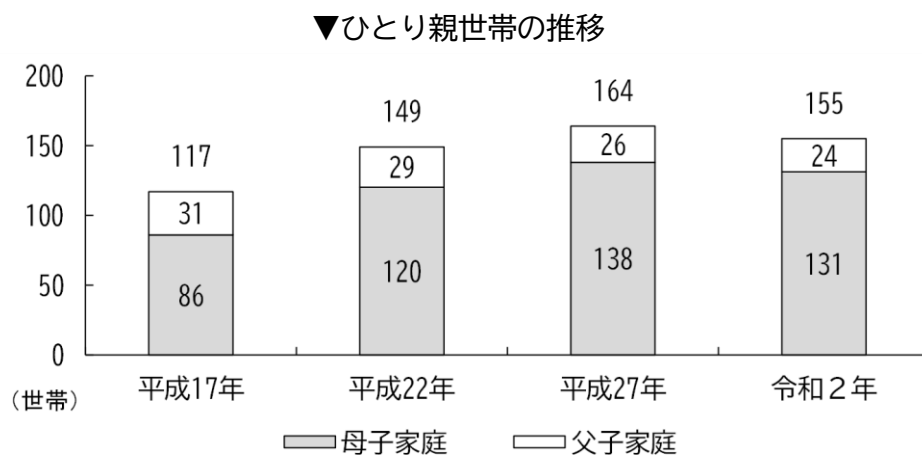
②こどもがいる世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯は、平成17年の4,586世帯から減少傾向で推移し、令和2年には3,775世帯となっています。また、一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、平成17年の29.5%から令和2年には20.9%に減少しています。



③ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年には若干減少して155世帯となっており、うち母子家庭131世帯、父子家庭は24世帯となっています。

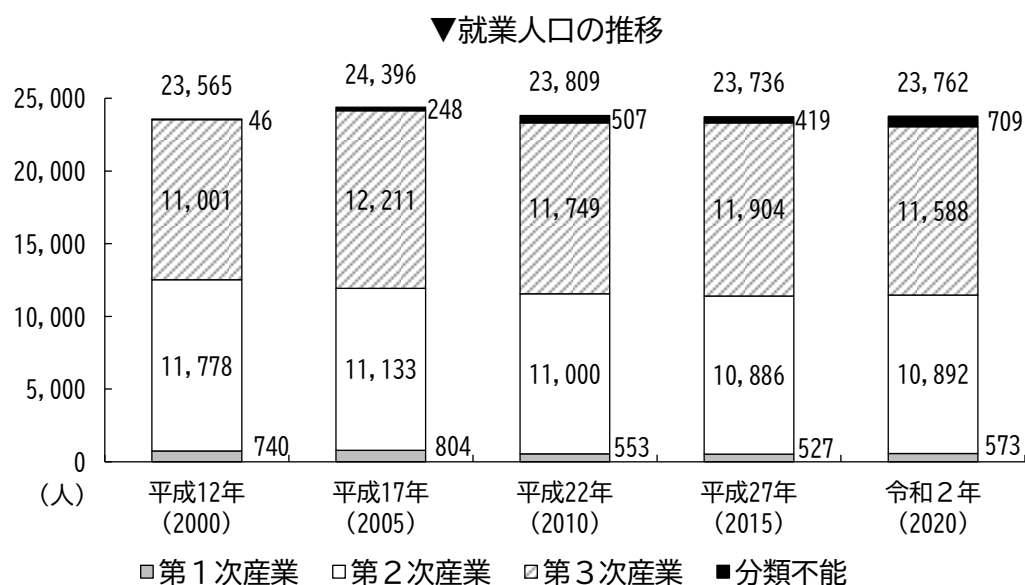


(3) 就労の状況

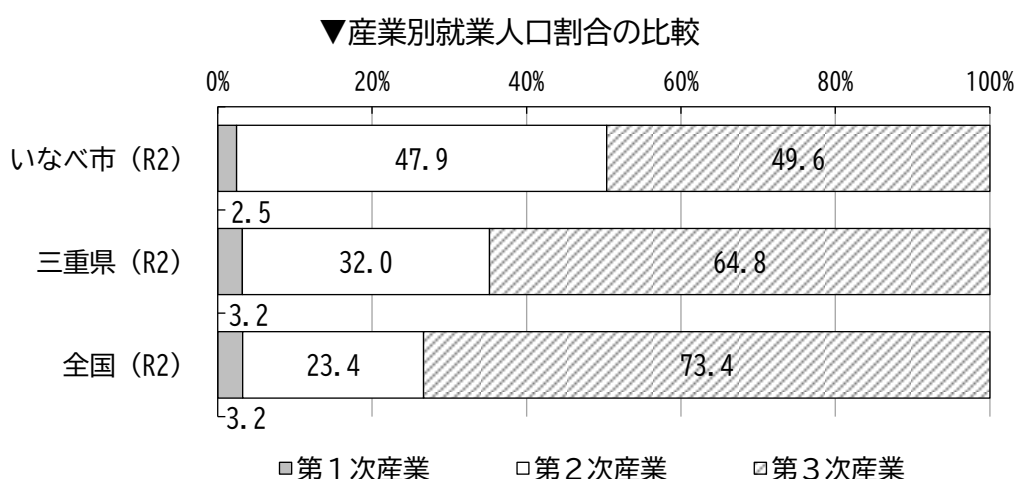
①就業人口の状況

就業人口の推移をみると、平成12年の23,565人から増減しながら推移し、令和2年では23,762人となっています。

また、産業3区分別の就業人口割合をみると、令和2年では第1次産業が2.5%、第2次産業が47.9%、第3次産業が49.6%となっており、国、県と比較すると第2次産業が大きく上回り、県内で第2次産業就業者割合が最も多くなっています（第2位の伊賀市は40.4%）。



資料：令和2年国勢調査

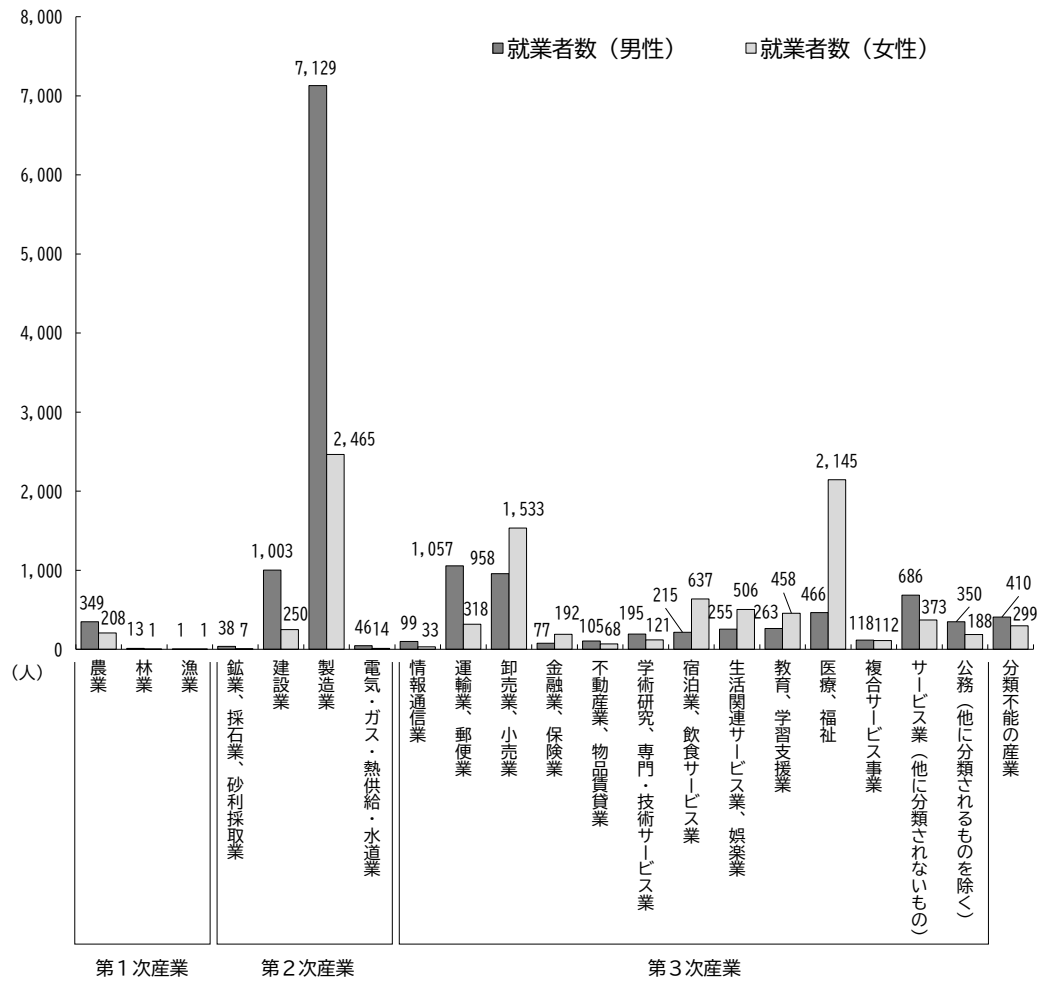


資料：令和2年国勢調査（割合は不詳補完結果）

②産業別・男女別の就労状況

本市の産業別の就労者をみると（令和２年国勢調査）、男性は「製造業」、「運輸業、郵便業」、「建設業」の従事者が多く、女性は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。

▼産業別・男女別の就労状況

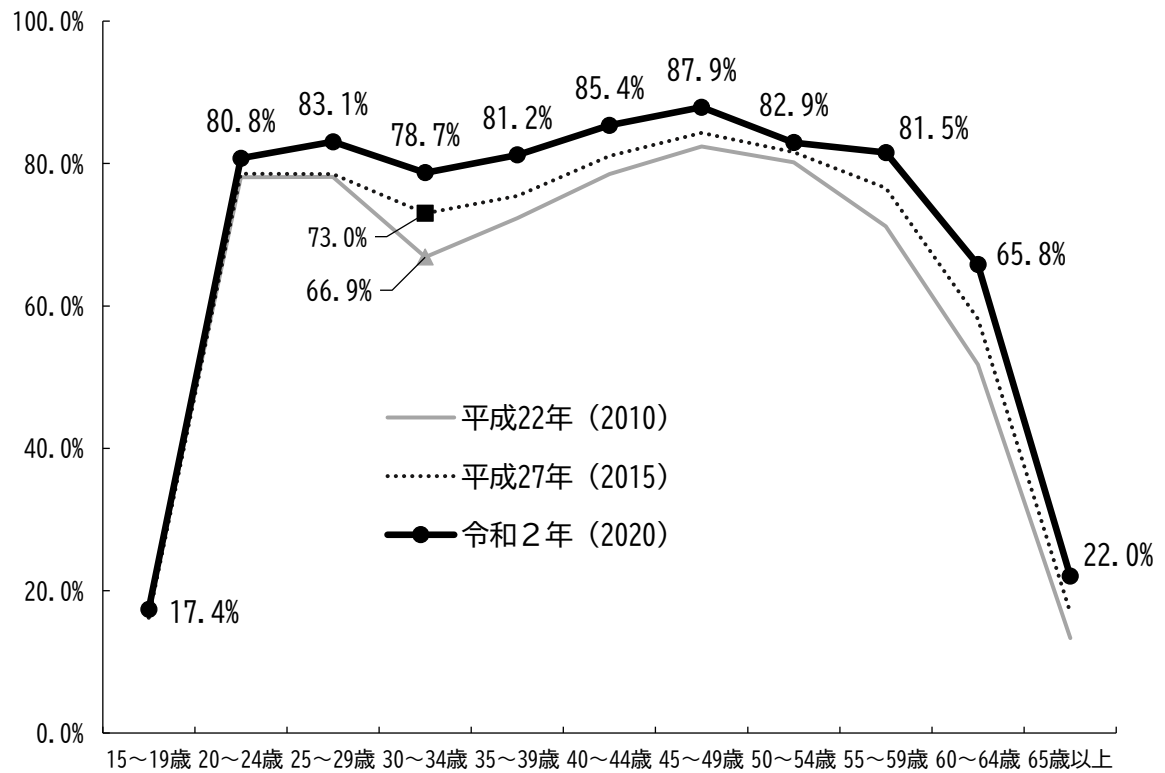


資料：令和２年国勢調査

③女性の労働力率

30～34歳の女性の労働力率の推移をみると、平成22年の66.9%から、平成27年では73.0%、令和2年では78.7%と「M字カーブ傾向」が緩和されています。

▼女性の年齢別労働力率の推移



資料：令和2年国勢調査

2 市民ニーズの状況

(1) 調査の概要

本計画の策定に向け、子育て世帯の生活実態、要望、意見等の把握を行うため、アンケート調査を実施しました。

▼調査の概要

	①就学前児童保護者対象 アンケート	②小学校就学児保護者対象 アンケート
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査時期	令和6年2月	令和6年2月
調査方法	保育園での配布・回収、郵送による 配布・回収、Webでの回答	学校での配布・回収、Webでの回答
配布数	1,534	1,634
回収数	1,183（うちWeb回答474件）	1,318（うちWeb回答506件）
回収率	77.1%	80.7%

	③妊婦対象アンケート
調査対象	市内在住の現在妊娠中の方
調査時期	令和6年5月
調査方法	郵送による配布、Webでの回答
配布数	130
回収数	77
回収率	59.2%

(2) 調査結果のポイント

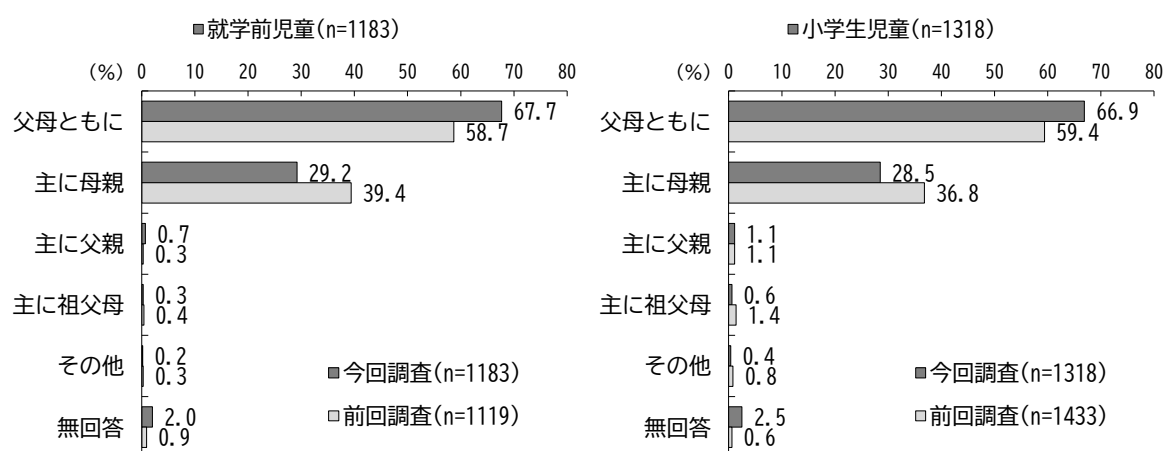
本計画の策定に向けて実施したアンケート調査結果のポイントをまとめると次のとおりとなります。

①子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

◆「父母ともに」子育てを行っている割合が増加

「父母ともに」と回答する割合が就学前（67.7%、前回調査より9ポイント増）、小学生（66.9%、前回調査より約8ポイント増加）ともに前回調査より増加しています。

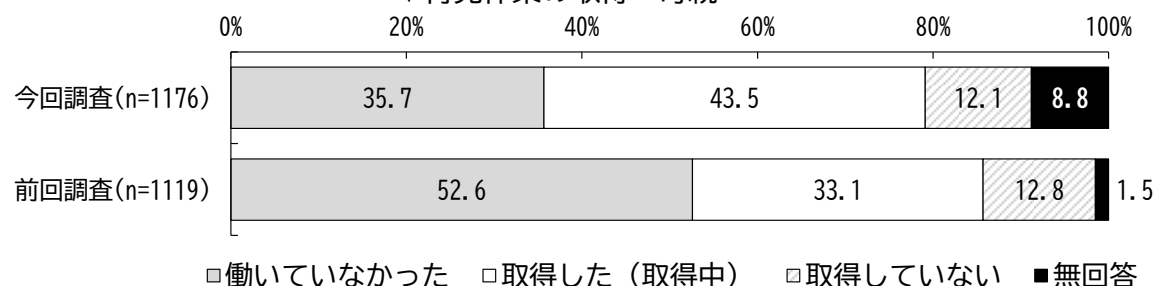
▼子育てを主に行っている方



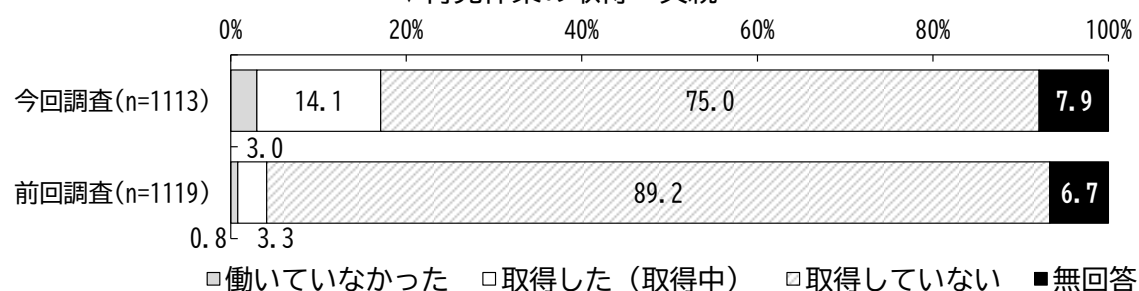
◆育児休業の取得は増加傾向

母親では「取得した（取得中）」が43.5%と前回調査（33.1%）より約10ポイント増加し、父親では14.1%と前回調査（3.3%）より約11ポイント増加しています。

▼育児休業の取得：母親

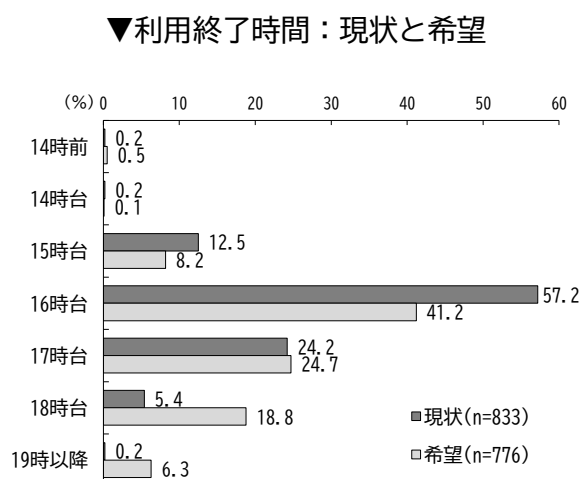
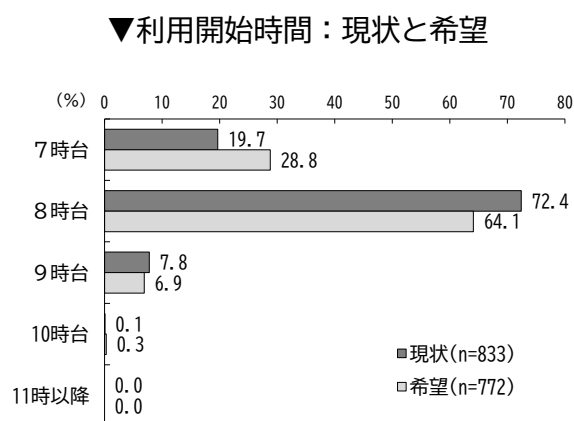
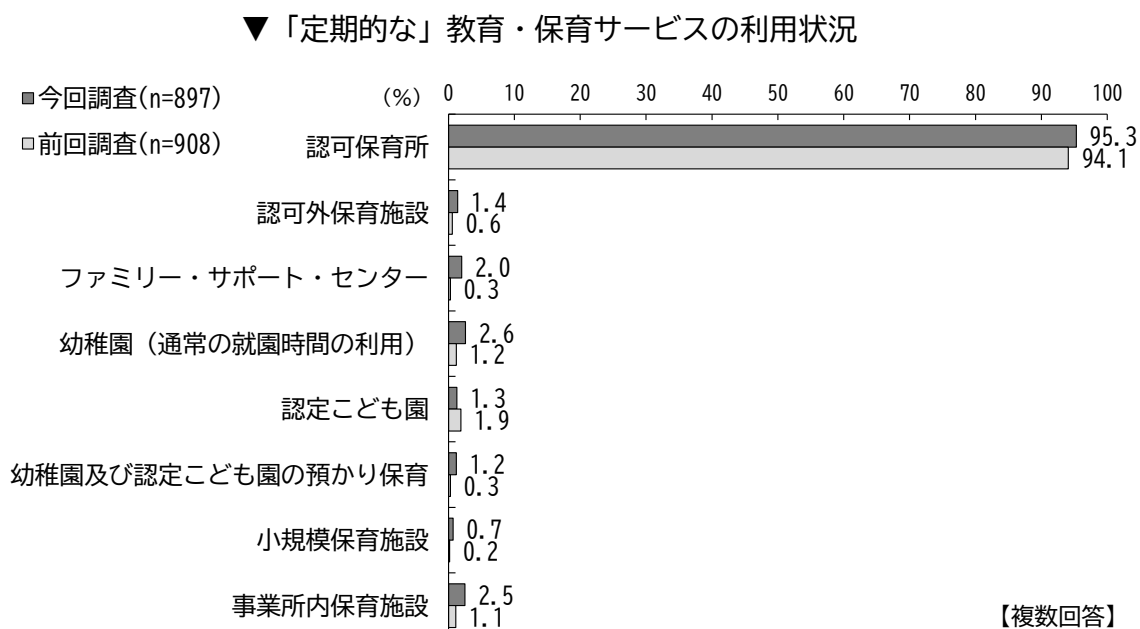
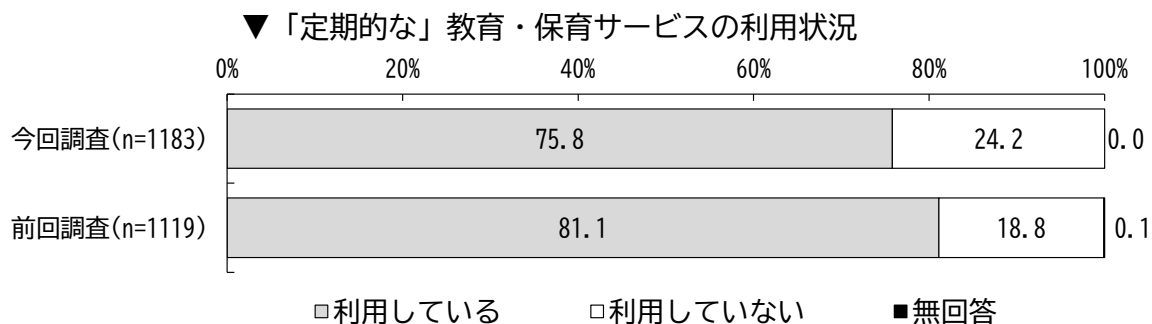


▼育児休業の取得：父親



◆定期的な教育・保育サービスは「認可保育所」が多数を占め、利用時間の延長を希望している傾向あり

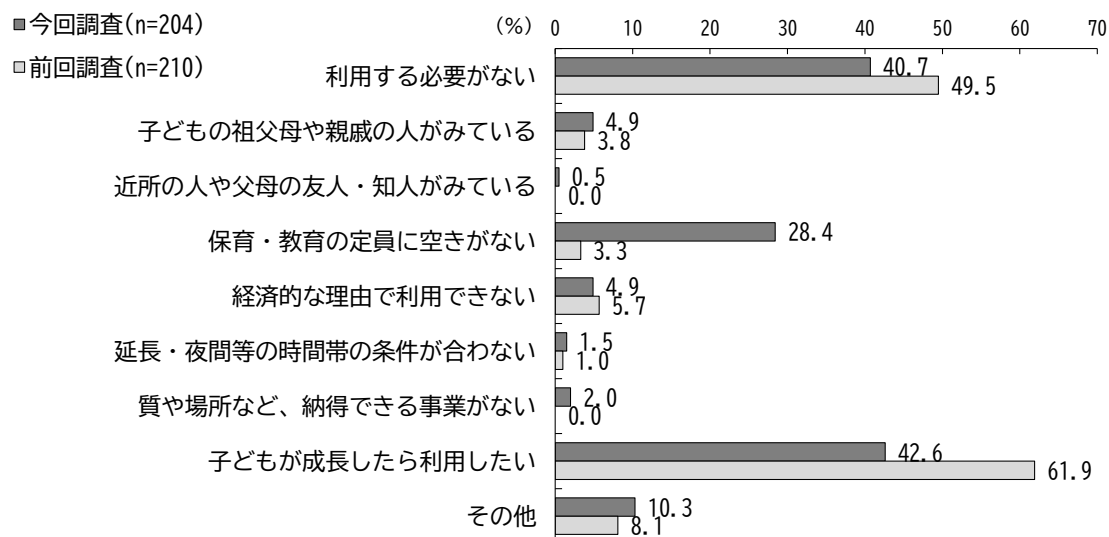
定期的な教育・保育サービスは 75.8%が利用しており、うち 95.3%が「認可保育所」を利用しています。利用時間の希望では、利用終了時刻を「18 時台」、「19 時台」と回答する割合が現状を上回ります。



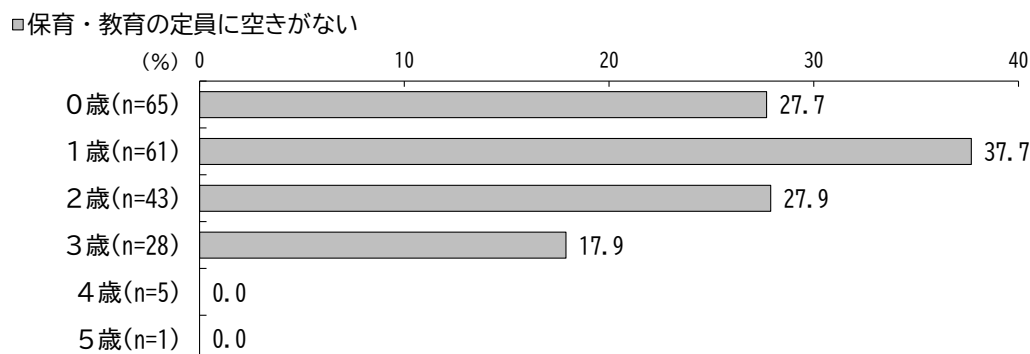
◆利用していない理由で「保育・教育の定員に空きがない」が増加

「保育・教育の定員に空きがない」(28.4%)が前回調査の3.3%から大幅に増加し、こどもの年齢別での「1歳」(37.7%)で最も多く、希望する施設に入所できなかったり、待機児童が生じている現状を反映しています。

▼教育・保育サービスを利用していない理由



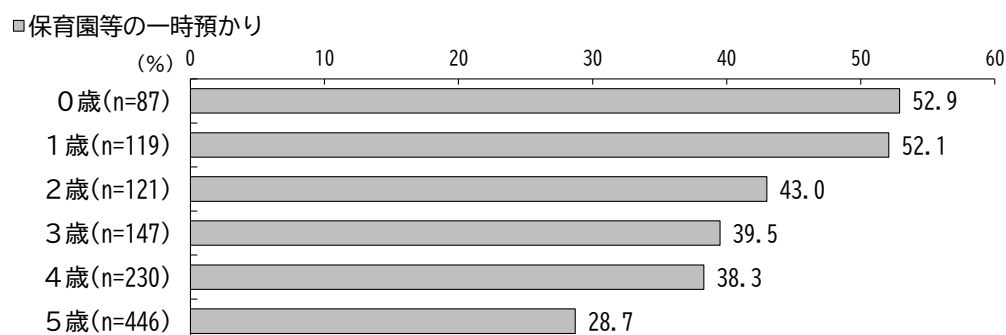
▼「保育・教育の定員に空きがない」の回答割合（こどもの年齢別）



◆一時預かりのニーズは0～2歳で強い

「保育園の一時預かり」の回答割合をこどもの年齢別でみると、0歳(52.9%)、1歳(52.1%)では半数を超えています。

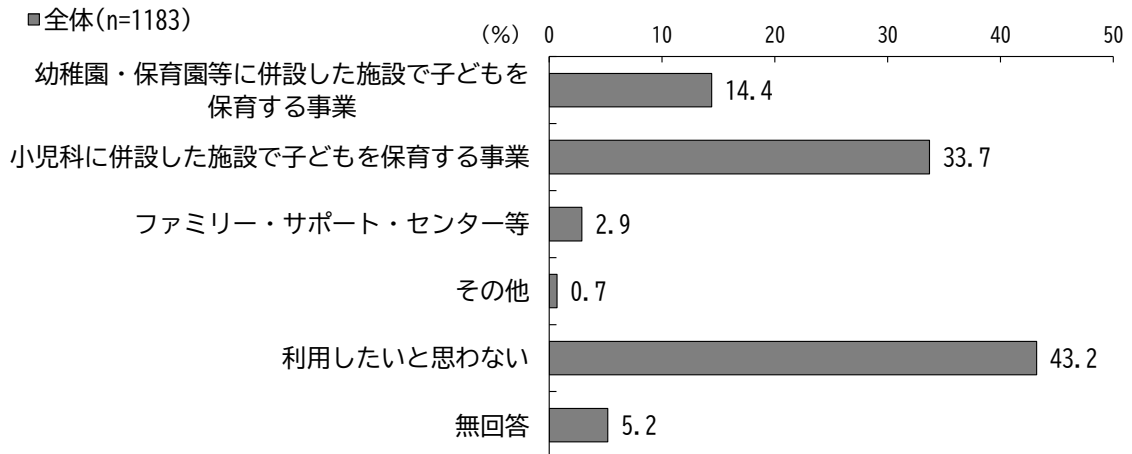
▼「保育園の一時預かり」の回答割合（こどもの年齢別）



◆病気の際の対応

「利用したいと思わない」が43.2%を占めていますが、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が33.7%、「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業」が14.4%等、利用を希望するような回答も半数近くとなっています。

▼病気等で教育・保育事業を利用できない場合に利用したい事業

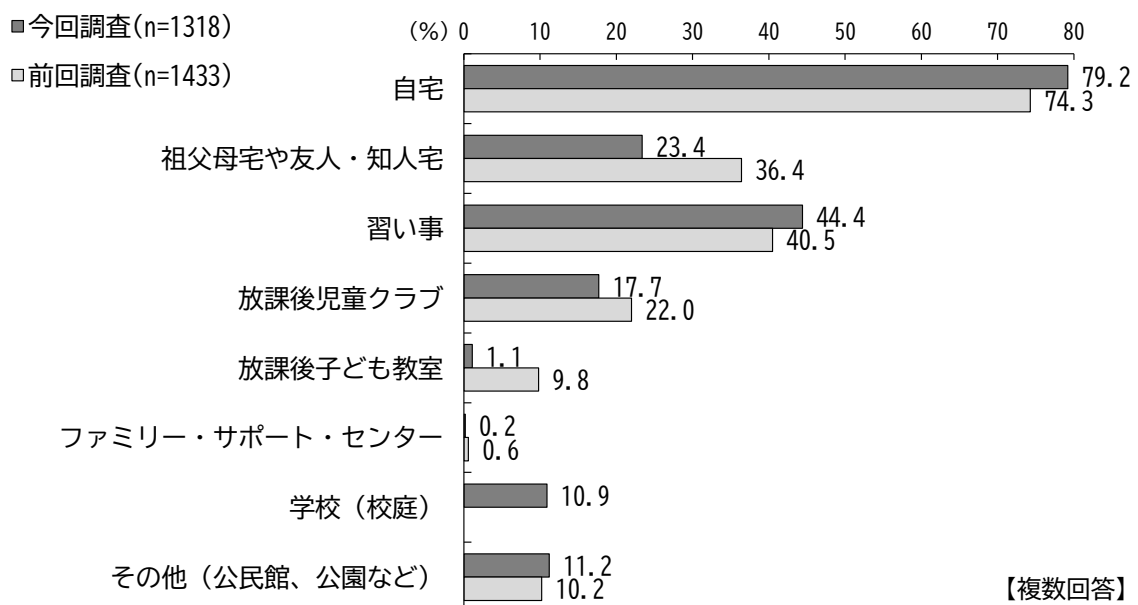


②こどもの居場所について

◆放課後の過ごし方は「自宅」、「習い事」など

現状の放課後の過ごし方は「自宅」(79.2%)が最も多く、次いで「習い事」(44.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(23.4%)が続きます。また、現状より希望の割合が多い項目は「習い事」、「学校(校庭)」、「その他(公民館、公園)」などとなっています。

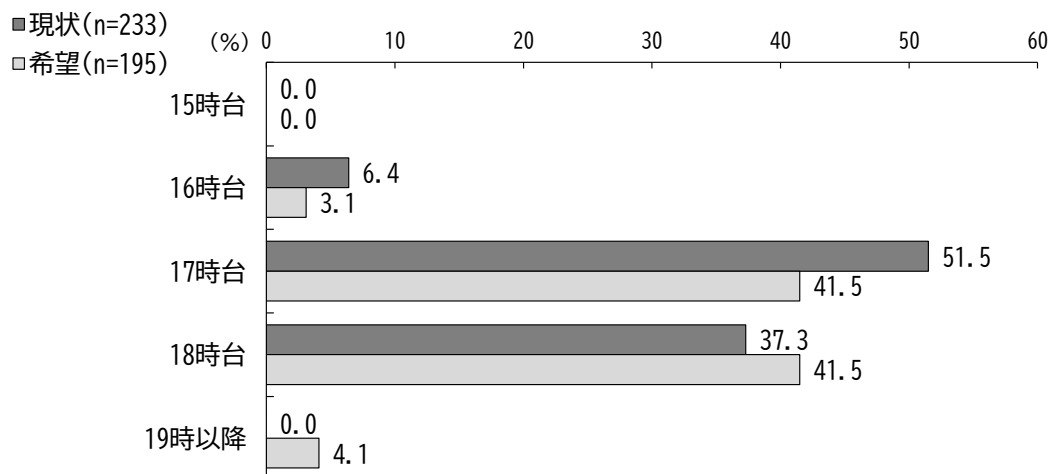
▼放課後の過ごし方



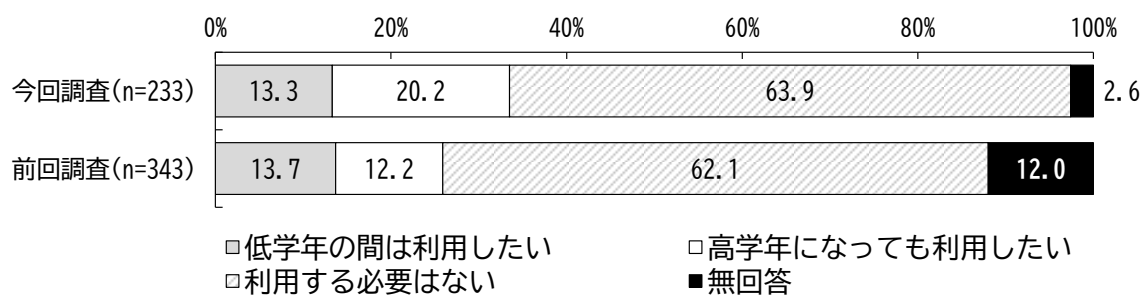
◆放課後児童クラブは利用時間の延長や土曜日、長期休暇中の利用ニーズが増加

放課後児童クラブの利用時間について、現状より希望する時間として「18 時台」、「19 時以降」の回答が多い傾向がみられ、放課後児童クラブの土曜日、長期休暇中の利用ニーズが前回調査から増加しています。

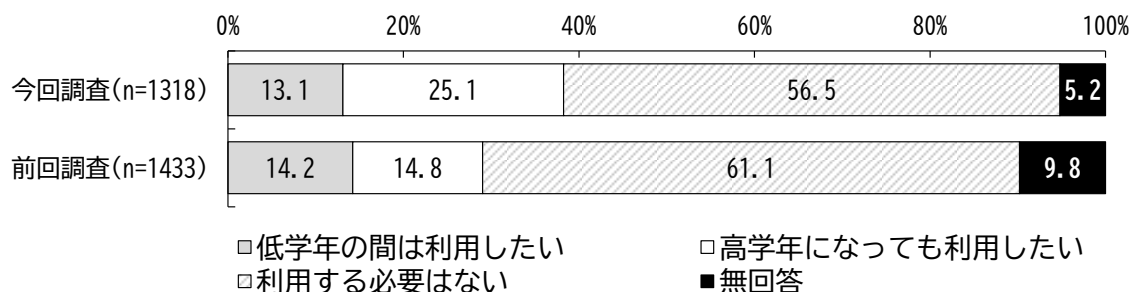
▼放課後児童クラブの利用時間：現状及び希望



▼放課後児童クラブの利用希望：土曜日

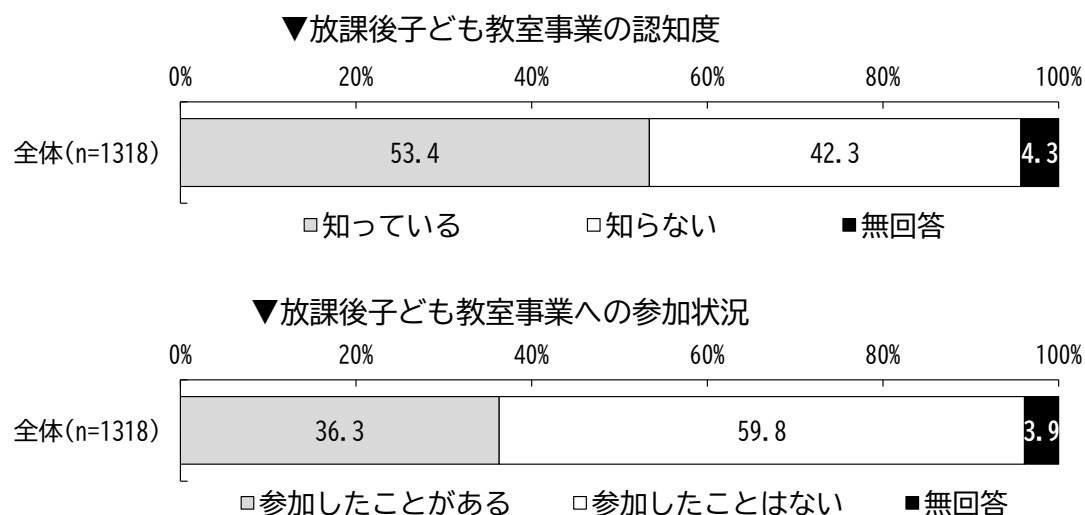


▼放課後児童クラブの利用希望：長期休暇中



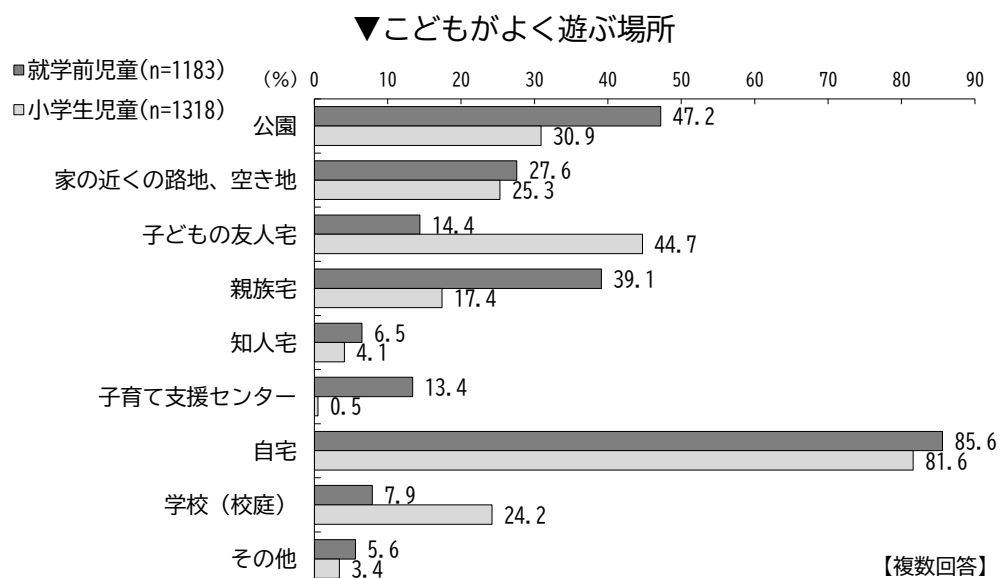
◆放課後子ども教室事業について「知っている」は53.4%、「参加したことがある」は36.3%

放課後子ども教室事業の認知度は「知っている」が53.4%、「参加したことがある」が36.3%となっています。



◆こどもがよく遊ぶ場所として「自宅」、「公園」など

就学前では「自宅」(85.6%)が最も多く、次いで「公園」(47.2%)が続きます。小学生では「自宅」(81.6%)が最も多く、次いで「子どもの友人宅」(44.7%)、「公園」(30.9%)が続きます。

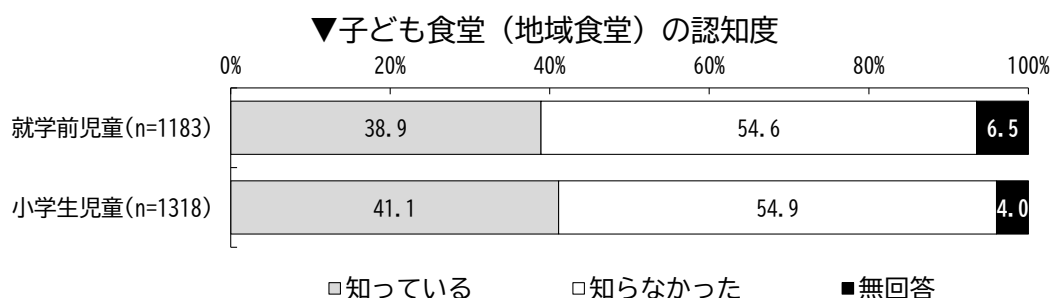


◆こどもの居場所として必要な施設・場所は、「安全」、「雨の日も遊べる」、「身近な」など

「安全に遊べる施設」、「雨の日も遊べる施設」、「遊具のある施設・公園」、「小さいこどもも遊べる場所」、「屋内の遊び場」、「土・日・祝日も利用できる場所」、「大きな公園」、「身近な公園」、「児童館」などが挙げられています。(自由記述欄)

◆子ども食堂（地域食堂）の認知度は約4割

「知っている」は就学前で38.9%、小学生で41.1%となっています。

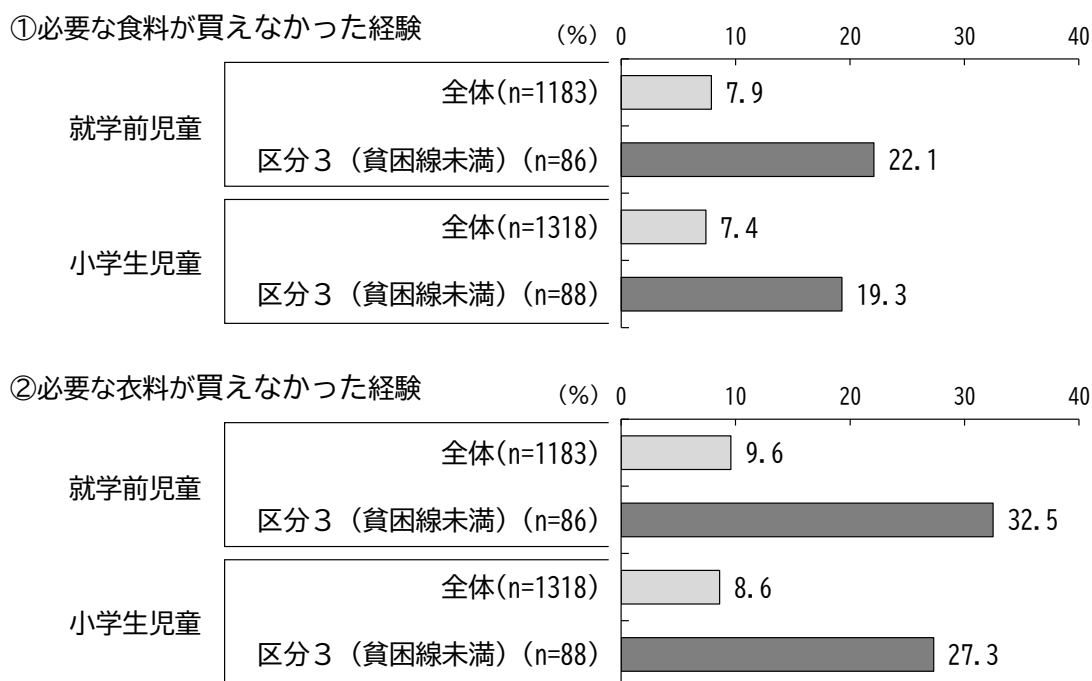


③支援が必要な子どもへの対応

◆相対的な貧困とされる層では、必要な食料が買えなかった経験が約2割、必要な衣料が買えなかった経験は約3割

『経験があった』（「何度かあった」と「頻繁にあった」の合計）と回答する割合をみると、相対的な貧困とされる層（区分3）では①必要な食料が買えなかった経験は、就学前で22.1%、小学生で19.3%となっています。また、②必要な衣料が買えなかった経験は、就学前で32.5%、小学生で27.3%となっています。

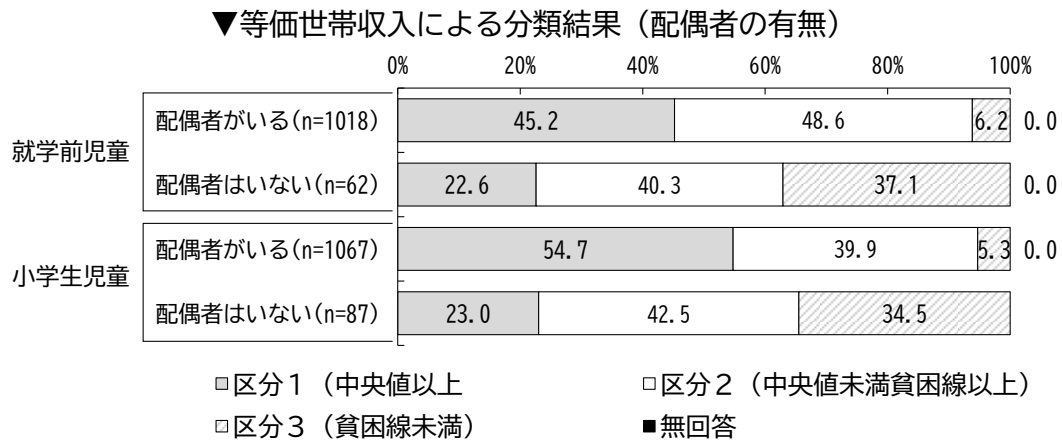
▼経済的な状況について（全体、等価世帯収入による分類※）



※世帯人員・年収の回答結果から等価世帯収入（年収を世帯人員の平方根で除した収入）を算出し、等価世帯収入の中央値を求め、その中央値の2分の1を「貧困線」として、中央値以上を区分1、中央値未満貧困線以上を区分2、貧困線未満を区分3（相対的な貧困とされる層）として分類しています。

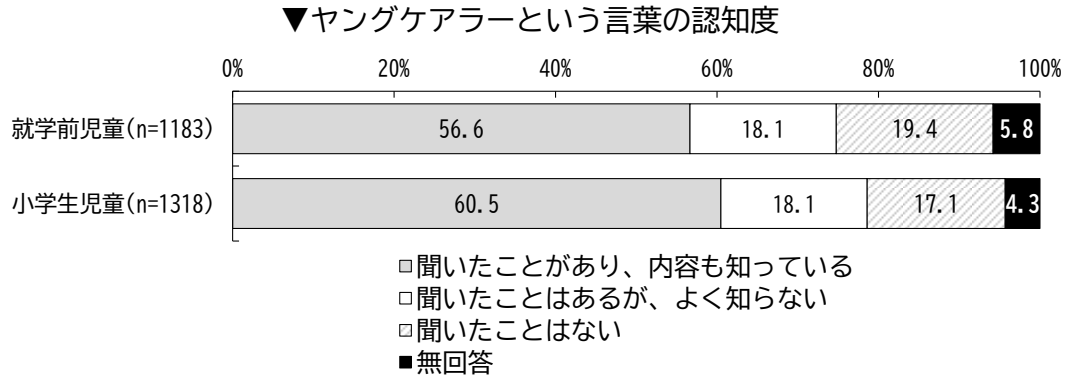
◆「ひとり親家庭」は経済的に厳しい世帯の割合が多い

配偶者のいない「ひとり親家庭」では「区分3（貧困線未満）」に分類される割合（就学前 37.1%、小学生 34.5%）と「配偶者がいる家庭」（就学前 6.2%、小学生 5.3%）を大きく上回ります。



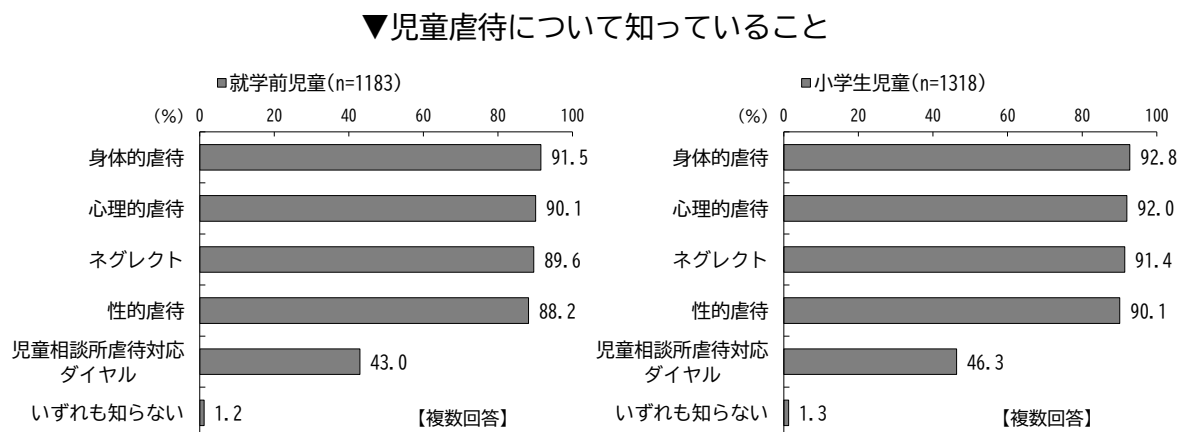
◆ヤングケアラーという言葉の認知度

「聞いたことがあり、内容も知っている」が半数を超えています、「知らない」は約2割となっています。



◆児童虐待に関する言葉の認知度

「児童相談所虐待対応ダイヤル」の認知度は半数以下にとどまっています。

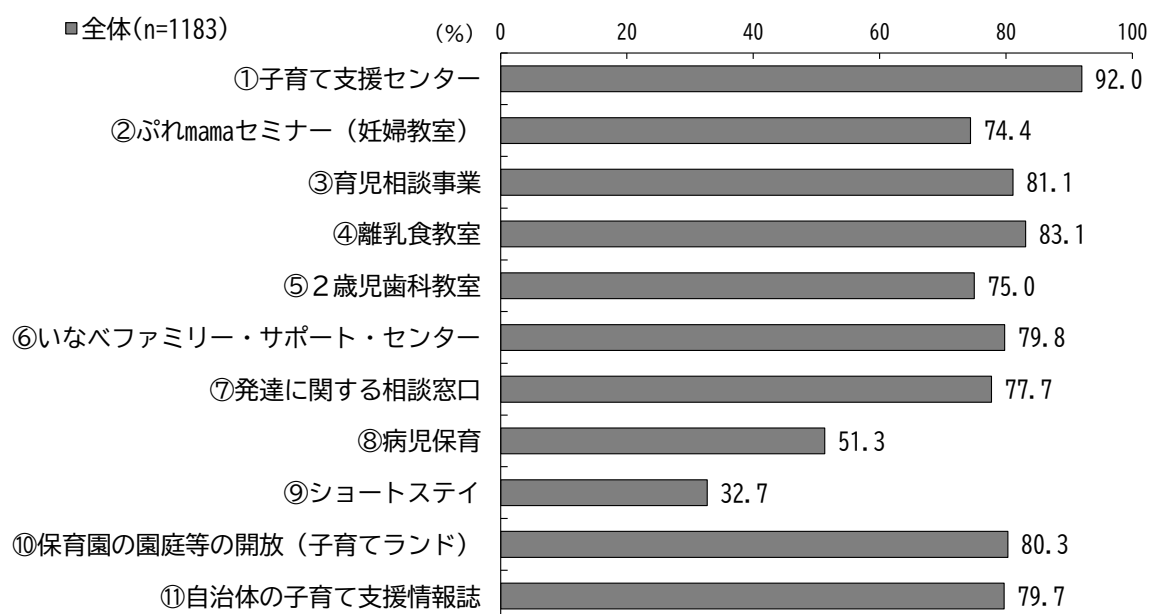


④地域の子育て支援サービス、母子保健事業、情報入手について

◆「病児保育」、「ショートステイ」の認知度は比較的低い

『知っている』（「利用したことがある」と「聞いたことはあるが、利用したことはない」の合計）と回答した認知度の高いサービスは「①子育て支援センター」（92.0%）、「④離乳食教室」（83.1%）、「③育児相談事業」（81.1%）などとなっています。一方、「知らなかった」と回答した認知度の低いサービスは「⑨ショートステイ」（32.7%）、「⑧病児保育」（51.3%）などとなっています。

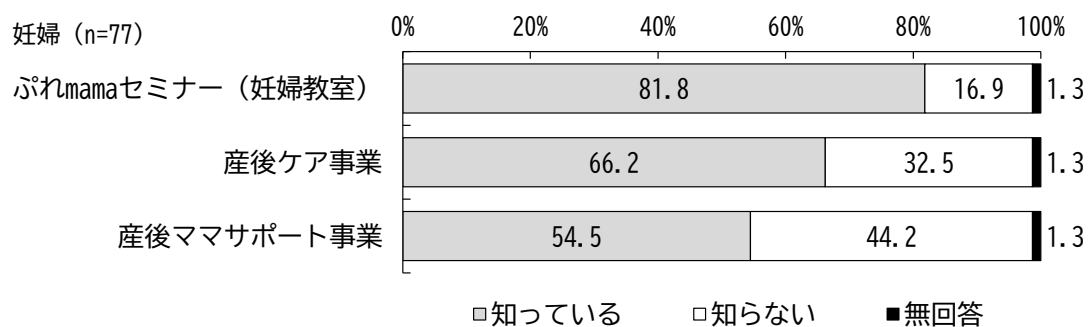
▼地域の子育て支援サービスの認知度



◆産前・産後のサービスは「ふれママセミナー（妊婦教室）」の認知度が高い

知っているサービスは「ふれママセミナー（妊婦教室）」が81.8%、「産後ケア事業」が66.2%、「産後ママサポート事業」が54.5%となっています。

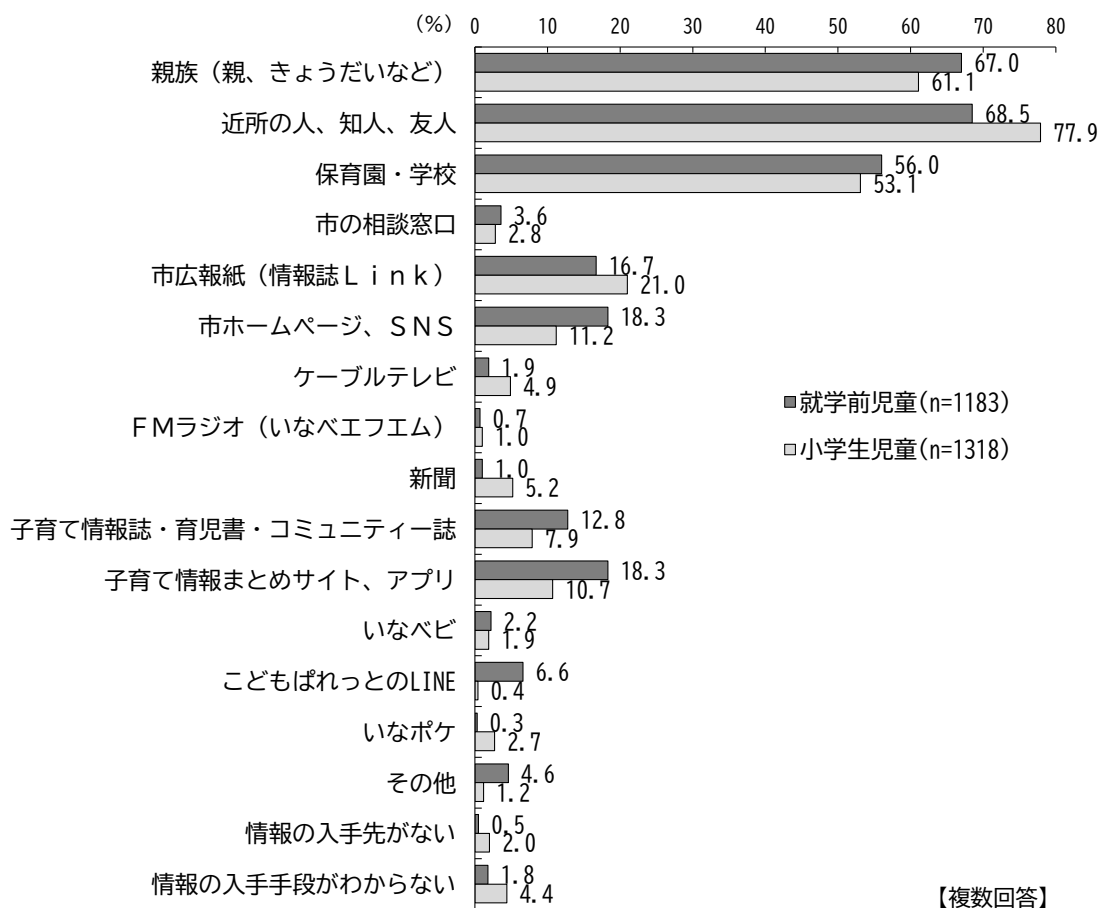
▼産前・産後の各サービスの認知度



◆情報入手先は「近所の人、知人、友人」、「親族（親、きょうだいなど）」、「保育園・学校」が上位

「近所の人、知人、友人」、「親族（親、きょうだいなど）」、「保育園・学校」などが上位に挙げられています。

▼子育てに関する情報入手方法

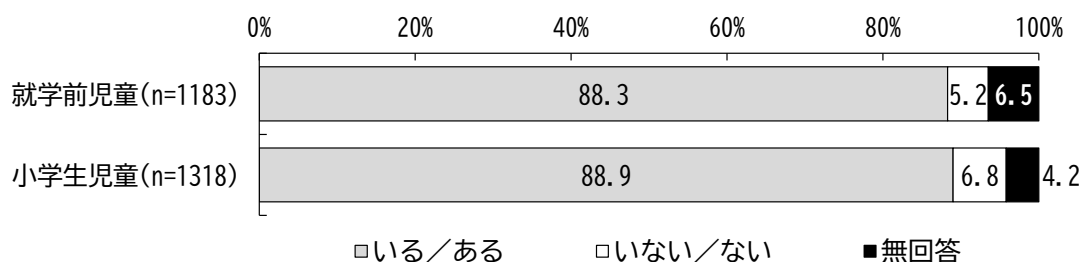


⑤相談について

◆相談する相手が「いない」は就学前で5.2%、小学生で6.8%

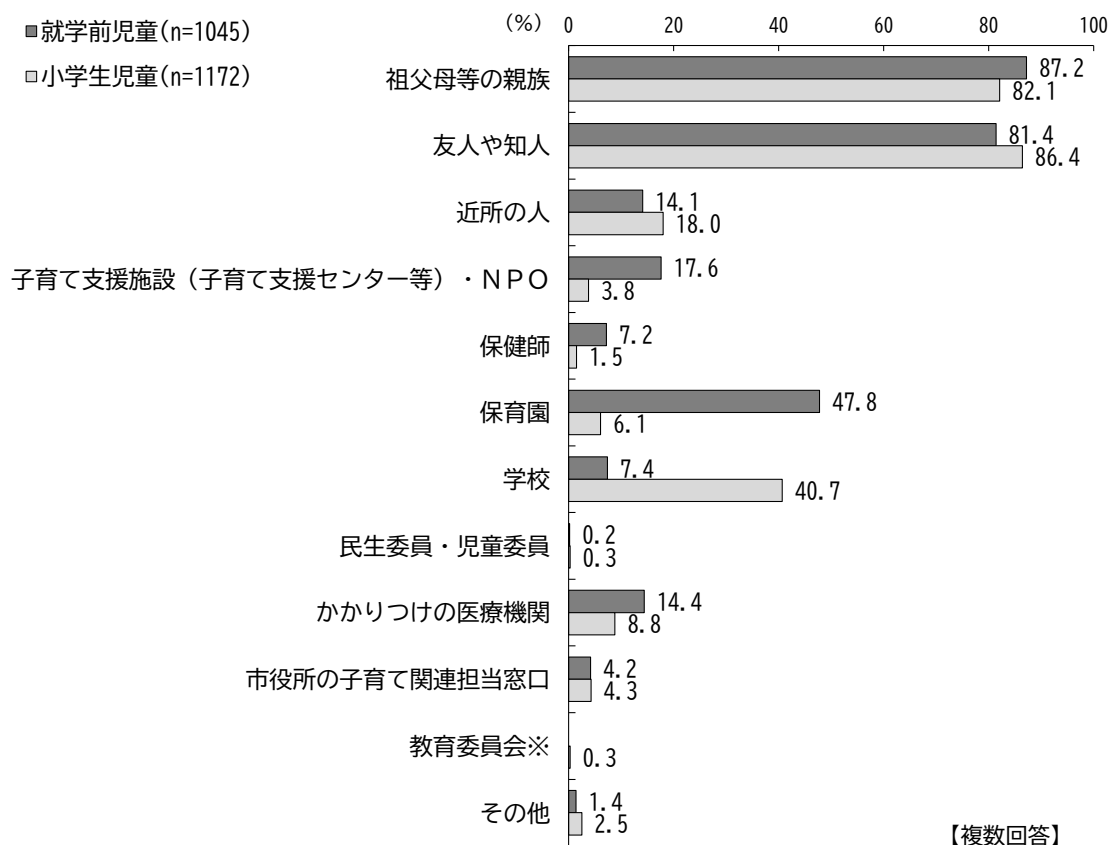
相談できる人（場所）の有無について、「いる／ある」は約9割となっていますが、「いない／ない」は就学前で5.2%、小学生で6.8%となっています。

▼相談相手の有無



◆相談相手（場所）は「友人や知人」、「祖父母等の親族」に次いで「保育園」や「学校」
「友人や知人」、「祖父母等の親族」に次いで「保育園」や「学校」が続きます。

▼相談相手（場所）



※「教育委員会」は小学生児童のみの選択肢。

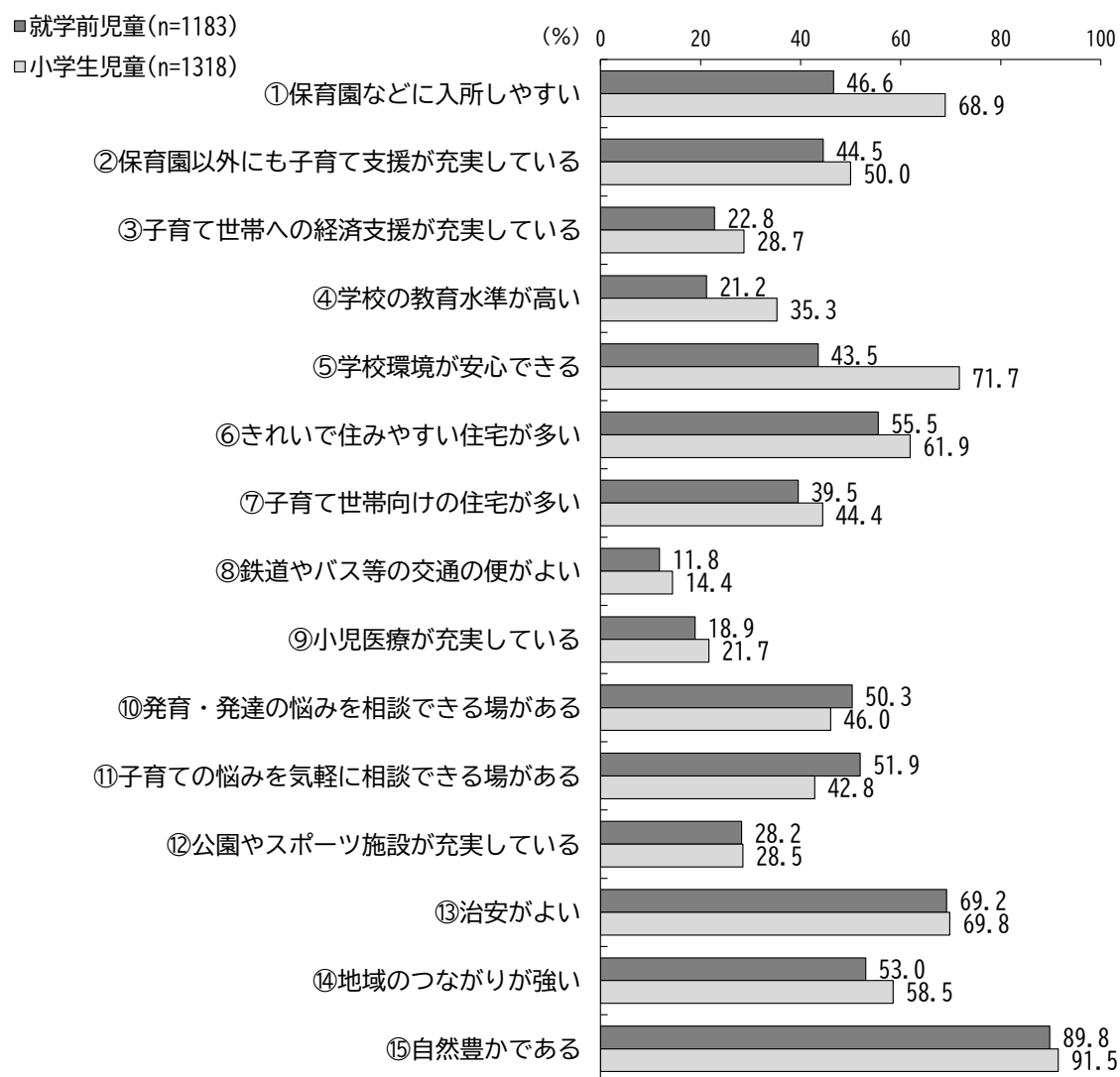
⑥市の子育て環境について

◆就学前、小学生ともに「⑮自然豊かである」が最も多く、次いで就学前では「⑬治安がよい」、小学生では「⑤学校環境が安心できる」が続く

市の子育て環境について『そう思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合をみると、就学前では「⑮自然豊かである」（89.8％）が最も多く、次いで「⑬治安がよい」（69.2％）、「⑥きれいで住みやすい住宅が多い」（55.5％）、「⑭地域のつながりが強い」（53.0％）、「⑪子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」（51.9％）が続きます。

小学生では「⑮自然豊かである」（91.5％）が最も多く、次いで「⑤学校環境が安心できる」（71.7％）、「⑬治安がよい」（69.8％）、「①保育園などに入所しやすい」（68.9％）、「⑥きれいで住みやすい住宅が多い」（61.9％）、「⑭地域のつながりが強い」（58.5％）が続きます。

▼市の子育て環境について

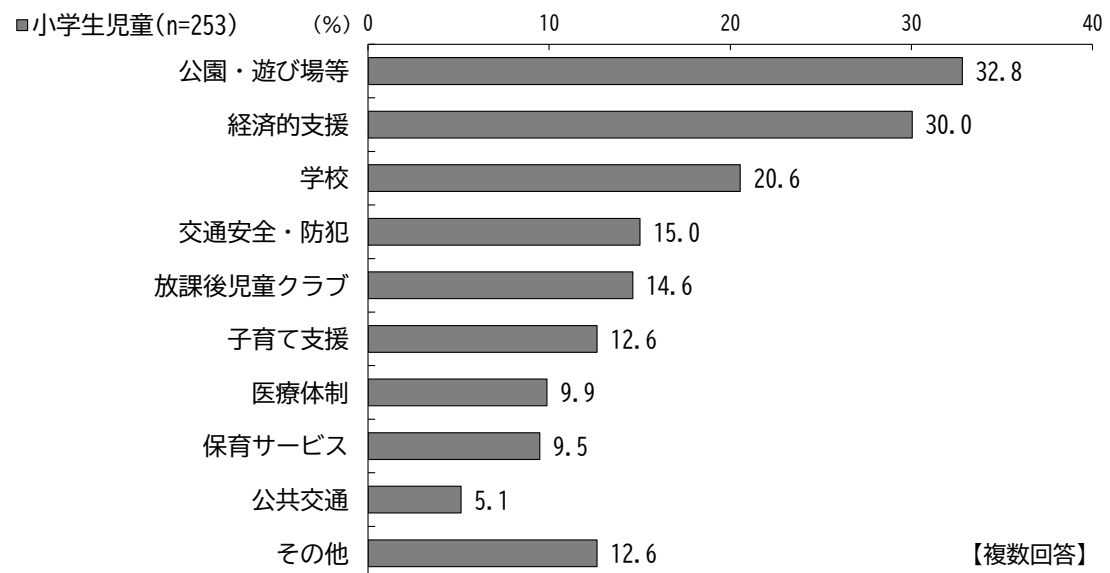
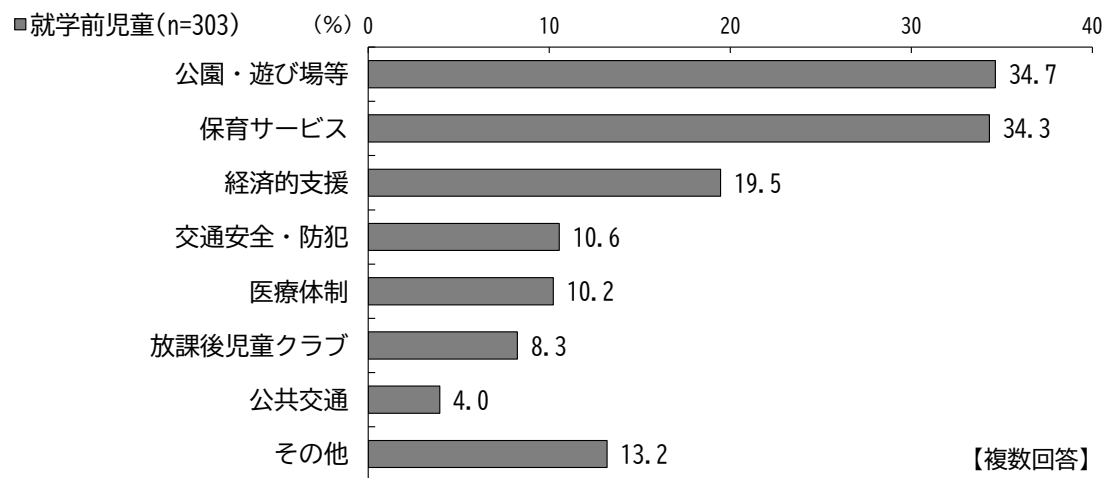


⑦自由記述であった意見について

今回の就学前児童及び小学生児童保護者対象アンケートにおいて、自由記述式で市の子育て支援・環境へのご意見をお聞きしました。その結果、就学前で 303 件、小学生で 253 件のご意見等の記入がありました。

記入された意見等の傾向を把握するため、内容から意見を分類し、件数をカウントした割合（複数の意見記入があるため複数回答と同様に集計）をみると、就学前、小学生ともに「公園・遊び場等」に関する意見割合が最も多くなっています。

▼ご意見の傾向（意見の件数割合）



分類ごとの記入された代表的な意見は、次のとおりとなります。

▼主なご意見（就学前児童保護者）

分類	主なご意見
こどもの遊び場等	雨の日に遊べる広い室内遊び場がほしい。／こども向けの遊ぶ場所がない。／公園や屋内で遊べる施設が少ない。／公園を整備してほしい。
保育サービス	未満児クラスに入園できるように保育施設、定員を増やしてほしい。／一時保育を充実してほしい。／病児保育が市内にない。／延長保育を 19 時までにしてほしい。
経済的支援	18 歳まで医療費無料にしてほしい。／子育て世帯に給付金や学費無償化等様々な対策を。／インフルエンザの予防接種助成を考えてほしい。
交通安全・防犯	危ない運転の車が多い。／大きい道路にはガードレールをつけてほしい。／こどもが歩くのに安全な道を増やしてほしい。／街灯が少なく暗い。／猿対策を。
医療体制	小児科が少ない。／耳鼻科が少ない。
放課後児童クラブ	利用時間の延長を。／学校敷地内に施設があるとよい。／利用料が高い。／定員を増やしてほしい。
公共交通	鉄道・バスの便が悪い。／福祉バスを利用しやすくしてほしい。

▼主なご意見（小学校就学児保護者）

分類	主なご意見
こどもの遊び場等	室内でこどもが集まって遊べる施設がほしい。／こどもが集まるような場所をつくってほしい。／児童館がほしい。／こどもが安全に遊べる、学べる施設が少ない。／公園が少ない。
経済的支援	小学生以上も医療費の窓口負担をなくしてほしい。／給食費の無料化は感謝している。／インフルエンザ予防接種の助成をお願いしたい。／母子家庭への援助が少ない。／子育て世帯に支援がほしい。
学校	いなべ市独自の教育方針を打ち出してほしい。／小中学校の施設を充実してほしい。／市内で学校教育環境に差がある。
交通安全・防犯	通学路に危険な箇所が多いので改善してほしい。／歩道、街灯を増やしてほしい。／通学路に猿がたくさん出るので対策を。
放課後児童クラブ	夏休みなどの長期休暇期間だけ預けられる場所がほしい。／放課後児童クラブの定員を増やしてほしい。／利用時間を延長してほしい。／利用料が高い。／施設の増設やリニューアルなどしてほしい。／土日祝日も預けられるようにしてほしい。
子育て支援	子育て世帯に優しい住みやすい市にしてほしい。／少子化対策にもっと力を入れてほしい。／共働き家庭がもっと利用できるサービスを増やしてほしい。
医療体制	休日夜間にも対応できる医療機関を充実してほしい。／小児科が少ない。
保育サービス	希望する保育園に入れるようにしてほしい。／未満児の保育園入所枠を増やしてほしい。／病児保育をしてもらえる場所を市内に増やしてほしい。
公共交通	バス、鉄道の本数を増やしてほしい。／公共交通機関が不十分のため塾や習い事で親の送迎が必須になる。

⑧自由記述であった意見のフィードバックについて

自由記述式で、特に多かったご意見等について、市のフィードバックを作成しましたので、皆さんと共有します。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
◆医療関係について		
1	小学生以上の医療費窓口負担をなくしてほしい。結局戻ってくるとは言え、一時的にでも支出があると受診をためらってしまう。	子ども医療費の窓口無償化（現物給付）の対象は現在、未就学児（0～6歳年度末まで）を対象に実施していますが、令和7年9月から18歳年度末までに拡大できるよう検討しています。
2	小児科の専門医療機関が少ない。かかりたい時に選択肢が少ない。	医療機関の設定については医療資源の適正な配置を目的に県が医療圏を設定して管理をしています。しかし、医療資源が湾岸地区に厚く、山地地区に乏しくなっているという現状があります。 いなべ総合病院の小児科医を確保していただくための財政的な支援と医療機関（小児科）が開業していただきやすい条件等について検討していきます。
3	救急（休日、夜間）の小児の受け入れが市内にも近隣市町にもほとんどなく、四日市や県外まで行かないと受診ができない。いなべ総合病院でも断られる。	休日や夜間に病気になった時は、2市2町（桑名市・桑名郡・いなべ市・員弁郡）が分担し運営していただいている「桑名市応急診療所」（0594-21-9916）で応急診療が受けられます。 救急車を呼ぶほどではないが、すぐに診療を受けたい場合は、「救急医療情報センター」（059-229-1199）で診療を受けられる医療機関を24時間案内しています。 また、いなべ市としては、いなべ総合病院の医師確保のために、寄附講座を開設し、毎年、財政支援を行っています。
4	インフルエンザの流行の期間が長くなってきており、接種することやこどもは年2回摂取が推奨されているから、インフルエンザワクチン接種の助成をしてほしい。 インフルだけに限らず、おたふく等任意でも接種率が高いものは積極的に助成してほしい。	予防接種には予防接種法に基づく「定期接種」とそれ以外の「任意接種」があります。 「定期接種」は直接的または間接的な疾病の集団予防や致命率が高いことによる重大な社会的損失の防止を目的として定められており、市として接種を勧奨し費用は市が全額負担しています。一方、「任意接種」は個人が感染症にかかったり、重症になるのを防ぐ目的で接種するものとなり、ご意見のあったインフルエンザワクチンやおたふくかぜワクチンは「任意接種」に該当します。 「任意接種」は任意に接種いただく予防接種ということで、市としては積極的な勧奨も否定もしないという考え方です。このため、現在助成はしておりません。ご理解いただければと思います。
◆放課後児童クラブ（学童保育）について		
5	放課後児童クラブが定員の都合で入れないので、定員を増やすか、もしくは学童施設を増やしてほしい。	いなべ市の放課後児童クラブは「いなべ市放課後児童健全育成事業の届出等の要綱」により、地域や保護者の関係者を中心に設立された民間組織で、学校区毎に別々の組織で運営されているため規模が小さく、急な児童の増加に対応が難しいのが現状です。一部は学校区を超えたクラブ間の連携により、児童を送迎することで対応しています。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
6	放課後児童クラブの利用料が他市町と比べても高い。もっと金額を下げるか、高い利用料をとるなら施設や内容の充実を図ってほしい。	利用料やおやつ代につきましてはクラブ毎に独自で設定していますが、学年や施設に応じ月額6千円～1.5万円をご負担いただいています。利用料の差につきましては、保護者運営、民間団体運営等、運営方法の違いによるところが大きいと考えます。 いなべ市は各地域団体が運営する形をとっており、同様の運営方法の場合は近隣市町と大きな差はないと認識しています。 市としても各学童に補助を出したりする中で、安定した運営上当該利用料の設定となっております。利用料負担のご協力にご理解いただければと思います。
7	放課後児童クラブの利用が週に1回しか必要がない場合でも、月単位の料金がとられるため、スポット利用ができるようにしてほしい。	各学童の受け入れ人数を最大限活用する等の理由により、スポット利用については設定していません。 このため、スポット利用については、ファミリー・サポート・センターの活用をお薦めしています。ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて、子育てのお手伝いのできる人（提供会員）を紹介し、相互の信頼と合意の上で、一時的にお子様を預かる会員組織です。利用には会員登録が必要ですので、ご注意ください。
8	市外へ働きに出ている家庭には放課後児童クラブの8時預かり、18時終了は時間的に厳しい。土日に仕事がある場合もある。利用時間を拡充し、土日開所してほしい。	早朝、夜間、土日の利用につきましては、現在のところ希望は少ないと認識していますが、今後のニーズは高くなっていくと考えます。 地域団体運営につき、現状のままでは保育時間の拡大は難しいため、そういった課題等を踏まえながら、放課後や長期休暇時のこどもたちの居場所についてよりよい方法等を検討し、できるところから取り組んでいきたいと考えています。
9	長期休暇時に働けないと、ともに働けない。長期休暇だけの受け入れをしてくれる放課後児童クラブを増やしてほしい。	現状、受け入れニーズに対し施設や指導員が不足しており、長期休暇のみの受け入れが難しくなっています。現在の課題を洗い出し、改善策、解決策を検討していきます。 現行の放課後児童クラブの問題点や放課後児童クラブ以外の放課後や長期休暇のこどもの居場所づくりについて、教育委員会部局や児童福祉部局で検討を始めていく予定です。
◆学校関係について		
10	低学年下校時、地域によってはごく少人数になってしまうことがあるため、何らかの見守りをしてほしい。もしくは、高学年が下校するまで学校にいられる等、全体で下校ができる仕組みを考えてほしい。	市内すべての小学校・中学校で、学校支援ボランティア「いなべ市学援隊」制度を設け、協力を依頼する中で、登下校の安全確保として、登下校の見守りをお願いする対応を行っています。 こういった事例を各学校で共有し、必要に応じ対策を検討します。 まずは、通学する学校へ個別で相談を行ってください。
11	学校による学び舎の有無、発表会等イベントの有無等、利用や体験できることに違いがあるのが不公平さを感じます。	発表会やイベント等は学校によって違いはありますが、それぞれの学校が学校運営協議会やPTAとも協議した上で各学校の裁量で決定し実施しています。各学校の取り組みの内容は、各町内の校長会で交流し共有しています。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
		また、学び舎事業は、平成 27 年度から試行的に始まり、現在もモデル的に実施しています。指導者（学びのアドバイザー）として 70 名近い先生にお願いして実施していますが、指導員の確保が難しい現状があります。 しかし、こどもの放課後の過ごし方を充実させる観点からも、今後のあり方について検討が必要だと考えておりますので、現状や課題を踏まえながら、今後の学び舎事業の方向性や放課後のこどもたちの過ごし方について児童福祉部局と協議していきたいと考えます。
12	いなべ市の環境を生かした独自の教育にもっと力を入れてほしい。	いなべ市が誇れる環境といえば、豊かな自然環境だと考えます。いなべ市の保育園ではいなべ市の自然を活用した「自然保育」を展開しています。令和 6 年度から教育委員会に「教育総合研究所」ができ、教育と保育を総合して研究するプロジェクトが始まっています。自然の中で活動することで「非認知能力（意欲や忍耐力、協調性、自制心、リーダーシップなど数値で図りにくい能力）」が高まり、将来、幸せに生きることができるとされています。 また、放課後こども教室では、自然体験などの様々な教室があり、専門の講師による楽しい授業が行われています。
13	働き方改革はわかりますが、部活の選択肢が少なく、こどもたちがあまりやりたくない部活に入るのはいわゆるかわいそうだなと思います。	国は休日の学校部活動の地域移行を推奨しており、いなべ市も剣道部から実施しています。競技によって市内では施設や指導者を欠く種目もあり、他市町の組織や施設を活用いただくのも、解決の手段の一つと考えます。 学校の部活動に関しては休日の活動を地域の組織に移行することを進め、生徒が選択できる種目の増加や、指導体制の強化にもつながりたいと考えています。
◆公共交通等について		
14	高校、大学生のこどもが自分で駅まで向かう方法がない。東員町では朝 6 時台や 19 時台でもバスが走っている。 いなべ市の福祉バスも通学の時間帯にあわせて増やしてほしい。	いなべ市の福祉バスも朝 6:30 から、夕方 18:20 まで運行している路線があります。 福祉バスの運行は地域の要望を定期的にお聞きし、需要にあわせて運行ダイヤを編成しています。しかし、いなべ市の面積は東員町の 10 倍で人口密度が少なく、地域によっては早朝、夜間の需要がありません。近年、A I 等を活用したデマンド交通の実証実験が始まっていることから、運行主体の募集を模索しながら、デマンド交通との並走を検討したいと考えます。
15	三岐鉄道とバスの時間がかみ合わないことで電車に乗れないことがある。接続の時間帯を見直してほしい。	福祉バスの運行ダイヤを編成する際は、三岐鉄道三岐線や北勢線との乗り継ぎを意識して編成しています。しかし、福祉バスの利用者は鉄道への乗り継ぎの利用者だけではなく、病院や市役所等、目的地は様々です。広い市内の各地を回りながら、頻繁に鉄道の駅に接続するような路線設定は鉄道への乗り継ぎを目的としない利用者に大きな不便を掛けることとなり、現状が最善と考えます。また、福祉バスの運行の際は乗客の安全を第一に考えており、駅への到着の遅れにより乗り継ぎができない可能性もありますが、安全第一でご容赦願います。
16	交通の不便な地域にバスが通ってほしい。福祉バスは平日しか	土曜日、日曜日は福祉バスの利用者が極めて少なく、予約制によるデマンド交通の導入を検討していきます。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
	運行していないしタイヤが少ないので、利用しづらい。	
17	こどもが利用する施設の近くでも、歩道のない、狭い道が多くあるので、歩道をつくってほしい。	通学路等の安全を確保するため、自動車の速度規制（最高速度 30 km/h）と路肩整備などの安全対策を組み合わせた国の交付金事業（ゾーン 30）に取り組んでいます。危険な箇所を具体的にお示しいただければ、警察や地元自治会とも協議し、事業化を進めます。
18	公共交通の便が悪く、こどもたちは親の支援ありきでしか大きな移動ができない。もっとこどもたちでも利用できる交通網をつくってほしい。	予約制によるデマンド交通の導入を検討していきます。
◆防犯等について		
19	街灯がなくて（少なく）暗い場所が多く、不安である。	国道や県道の街路灯は県に要望します。市道で暗くて危険と思われる箇所は自治会から要望を挙げていただければ設置いたします。 まずは、自治会にご相談ください。
◆こどもの居場所について		
20	天候に関係なく利用できる屋根つきの施設をつくってほしい。児童館をつくってもよいのでは。	こどもたちのための全天候型の屋内遊戯施設が必要だと考えています。 児童館、という形になるかはわかりませんが、こどもたちが屋内で五感を使って自由に遊び、自然も体験できる施設の開設を目指して検討を始めます。
21	こどもが自分で行ける場所に遊べる場所がないので、地域ごと、あるいは旧小学校区ごとに公園をつくってほしい。	自治会からの要望という形で出していただくと、補助制度を活用し、公園設置を検討することが可能ですので、自治会を通してご相談ください。（ミニ公園と呼称します。） しかし、過去に設置した地域のミニ公園の利用が進まなかったり、管理（市による管理は行いません）が行き届かず利用禁止になったりするケースが散見されたため、設置についてはその後の管理方法についても慎重な検討をお願いします。 市としては、地域のこどもの居場所を検討していきたいと考えています。
22	菰野や桑名のような、大きな図書館がほしい。	国が定める「図書館の設置及び運営の基準」にある市立図書館の役割の中には児童、青少年や障がい者に対する読み聞かせ、代読サービス等の実施、そして、それらのサービスを提供するボランティア活動等の促進が謳われています。 いなべ市の図書館は旧 4 町時代に建設され、多くのボランティアに支えられて、読み聞かせ等の事業が行われています。各町で築かれてきた読み聞かせ等のボランティア組織の活動の維持継続を図っていくためにも、図書館の統合は慎重に協議していきたいと考えています。 図書館の利便性につきましては、インターネットを通して三重県内や近隣の図書館の図書を借りることもできますし、図書を検索し借りることに限っては図書館の規模の大きさに影響されません。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
		また、公立図書館の設置及び運営の基準にはありませんが、大きな需要として中高生や受験生の勉強場の提供があります。 いなべ市では図書館以外の公共施設（員弁コミュニティプラザ2階のロビー、員弁庁舎東館1階、市役所シビックコア2階等）を自習室として開放しご利用いただいておりますが、好評につきさらなる自習室の提供についても協議が必要だと考えます。図書館の統合及び中高生の自習室について協議していきます。
23	放課後の小学校施設（体育館や図書室）をこどもの居場所として開放してほしい。	国は放課後の児童生徒の居場所として学校施設の積極的な活用を推奨しており、地域住民等、教職員に代わる別組織による施設管理や児童生徒の安全を担保できる新たな制度の構築の検討を始めます。
24	療育施設、放課後デイサービスの施設が少ないので、増やしてほしい。相談もしやすくなる。	現在、市内には児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が5か所あります。今後、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所1か所の確保を目指しています。
25	子育て支援センターに上の子も一緒に連れていきたいのに、入れません。	子育て支援センター利用の対象者は0～2歳児としており室内の仕様も対象児の発達発達にあわせたものになっています。 対象児以上のお子様が乳幼児と同じ空間で遊ぶことは危険が伴うと考えご遠慮いただいております。ご了承ください。
26	こどもが熱を出した等病気にかかった時に預かってくれる施設が近くにほしい。	突然のお子様の病気で保育所（園）や小学校へ行かせられない場合で保護者が職場などの諸事情で仕事を休めない時など、現在は保護者の代わりに桑名市内（2か所）でお子様をお預かりしています。 現状では、市内に病児・病後児施設はありませんが、今後需要や課題等を鑑みて、市内での開設を検討していきたいと考えています。
◆産前・産後ケアについて		
27	助産師による産後の母親をケアする事業があるとよかった。助産師と保健師の連携がとれれば、産後のママはもっと安心できると思う。	産後1年までの方を対象に産後ケア事業を実施しています（合計7回利用可能）。令和6年度より、通所もしくは訪問で利用可能な1回分の無料クーポンを配布し、対象の方に広くサービスを利用していただけよう周知しております。助産師との連携については、産後1か月までの方を対象とした新生児訪問を実施し、対象者の困り感の軽減に努めるとともに、助産師との連携を行っています。
◆獣害について		
28	通学時、外遊びの時、時間帯を問わず、猿の数が多く、こどもを安心して外に出せない。大人も襲われることもある。 追い払うことも大事だが、数を減らしてほしい。	こどもたちが通学時や外遊び時に危険な思いをされた場合は、場所や時間等の情報を市にご提供ください。教えていただいた箇所等のパトロール等の強化に努めます。 市ではパトロール隊を編成し、猟友会等の協力も得て、有害鳥獣の駆除を実施しています。令和5年の市全体の捕獲、駆除頭数は、猿 201 頭、シカ 769 頭、イノシシ 63 頭でした。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
		また、防護柵の設置や檻、煙火の購入に対する助成をはじめ、集落の皆さまが主体的に獣の追い払いに取り組めるように「集落獣被害対策出前講座」を実施しています。 猿を人の生活圏から遠ざけるよう、猿の餌となる農産物を畑に残さないことや猿に餌を与えないことなどもお願いしています。
◆相談について		
29	就学前は、子育て支援センター、保育園等、身近で気軽に相談できる場が近くにあったが、小学校にあがると一気に身近な相談場所がなくなるので、わかりやすく一本化された相談窓口がほしい。	現在、小中学生の学校生活に関する相談窓口として教育総合研究所内に専門の相談窓口を開設しています。（78-4370） また、教育委員会が作成した市内及び県内の相談窓口の一覧の案内を、お子さんを通じて配布していますので、ご活用ください。 さらに、市では「いなべ子育てガイドブック」を作成し、市ホームページに掲載しています。相談窓口等の連絡先をまとめていますので、ご参照いただければと思います。
◆保育園について		
30	保育園の空きがなく、働きたくても働けない。特に未満児。 これから働こうと思って求職活動しても、求職は点数が低く保育園に入れないし働くこともできない。これだけ共働きが主流になってきているのに、こどもが預けられないといなべ市で共働き家庭が住みにくくなるし、2人目を育てようとは思えない。	市では、未満児の待機児童対策として、未満児の保育室を増やす等、入所枠拡大に取り組んでいます。 また、人口推移についても分析をしておりますが、今後、少子化が進み特定園でなければ未満児についても入園しやすくなる見込みです。
31	せめて3歳（年少）では自分の学区の保育園に通えるようにしてほしい。小学校にあがった時に、自分だけグループから外れているようになる。	人口の推移を分析した結果、今後、少子化が進み3歳児以上は、希望園に入園しやすくなる見込みです。
32	フルタイムで働く者にとっては、8時登園 18 時降園は時間の調整が難しいため、登園時間を早く、降園時間を延ばしてほしい。	現在保育士不足解消のため可能な限り策を講じていますが、今後保育士不足が解消されれば、保護者の要望や現状を鑑み現場の保育士と協議の上、検討していきたいと考えています。
33	育休取得により上の子は退園し、複数の子を子育てしなければならぬ制度は私もそうだし、保育園が楽しくなってきたところで退園することになったこどももかわいそうだった。この制度はなくしてほしい。	現在は入園待ち児童の入園を優先している状況のため、ご理解いただきたいと思います。
34	市内に保育園しかないので、働いていないとこどもを預けられない。働かなくてこどもを預けて、小学校に入る前に集団生活や	令和7年度から、3歳以上の市内保育園は認定こども園となります。保護者の就労に関係なく入園申し込みいただくことができます。

No.	ご意見（要約）	回答（所見や実施・検討の状況）
	多数とのコミュニケーション等を学べる場がほしい。	
35	市内で幼稚園の選択肢がないことが不安。保育園も含め、私立でもいいので誘致等しては？	令和7年度から、3歳以上の市内保育園は幼稚園部を備えた認定こども園となります。 私立園は事業者から進出の申し出があれば、前向きに対応します。
36	きょうだい別々の保育園だと、送迎にかかる手間が大きくなってしまいますので、同じ保育園に入れるようにしてほしい。	人口推移の分析結果、今後、少子化が進み兄弟姉妹で同じ園に入園しやすくなる見込みです。
37	日曜祝日に預かってくれる保育園がなく、復職の調整が難しい。1か所だけでもそういった場所があると嬉しい。	現在は、いなべ市立保育所条例施行規則により、日曜日・祝日を休業日としており、近々に変更する予定はありません。ご了承ください。
◆多様性について		
38	子育ての支援は母親が主たるものは理解できるが、男性でも子育てでうつになったりすることもあるので、母親だけでなく誰でも支援を受けられるよう、配慮してほしい。	子育てに関する支援・相談については、男女問わずお受けしています。

好意的なご意見もいただきましたので、一部を紹介します。

No.	分野	ご意見（要約）
39	相談	子育ての悩み、特に発達に関する相談などに親身になっていただけるのは、とてもありがたい。
40	保育園 子育て支援センター	今通っている保育園、支援センターの先生たちにはたくさん助けていただき、感謝しかありません。保育士の皆さんの意識の高さや優しさに頭があがらない事ばかりです。
41	医療費 保育園 小中学校	給食費無償化やこども医療費の対象年齢延長など、経済支援はとてもありがたいと思っています。
42	子育て支援	ブックスタートで絵本のプレゼントをもらえるのはありがたいです。
43	子育て支援	いなべ市の子育て支援は充実していて利用の際にはとても感謝しています。
44	子育て支援	地域の方は親切な方ばかりです。色々な方に支えていただき、大きくさせてもらっていると感じる日々です。感謝でいっぱいです。

3 留意すべき現状・課題

市の統計データ、アンケート調査結果、第2期計画での取り組み等を踏まえた、留意すべき現状・課題は次のとおりとなります。

(1) 市の統計データからみえる現状

- 年齢3区分別人口構成比をみると、高齢者人口、生産年齢人口がほぼ横ばいであることに對し、年少人口は微減傾向にあります。
- 直近の出生数は増加していましたが、暦年で見ると出生数は微減傾向にあり、その原因として、合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の減少や、未婚率の上昇等が考えられます。
- 女性の労働力が20～59歳の間で80%以上と高くなっており、働く女性の割合が増加しています。そのため、共働き世帯の増加や、保育園、放課後児童クラブといった保育サービスの需要が増加していると考えられます。

(2) アンケート調査結果からみえる現状・課題

- 父母ともに子育てを行っている割合は増加し、子育ては父母で行うといった意識は高まっていますが、共働き世帯や核家族世帯の増加により、保育ニーズは引き続き高い割合で推移することが考えられます。
- 児童の放課後や長期休暇中の居場所として、安心安全に過ごし、多様な体験等ができる場を希望する声が高まっています。
放課後児童クラブの利用時間について、時間の延長や長期休暇中の利用ニーズの割合が増加しています。こどもの居場所や遊び場として全天候型の屋内施設を希望する割合も増加しており、検討が必要です。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、特に不安定になりやすい出産後の母親をケアする場所の確保が必要です。
- 子育て支援のサービスや制度を必要とする人が増加しているため、母子保健事業や子育て支援サービスに関する情報発信の充実を図ることが必要です。
- 地域とのつながりの希薄化等により、子育てについて相談する相手がいないという回答がみられます。子育て世代の負担感や不安感、孤立感の解消を図るため、気軽に相談ができる体制の充実が必要です。
- 児童虐待防止対策やこどもの貧困対策など、支援が必要なこどもや家庭に対し、引き続き必要な取り組みや対応を推進していくことが必要です。
- 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めるため、こどもが病気で保育施設等を利用できなかった際に、病児・病後児保育やその他の制度を利用しやすくなるような工夫や周知が必要です。

4 今後の子ども・子育て支援の方向性

留意すべき現状・課題を踏まえた、今後の子ども・子育て支援の方向性は次のとおりとなります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

少子化や核家族化が進んでいく中で孤立する子育て家庭の増加が懸念されています。

アンケート調査でも、子育てに関する相談相手がいないという回答もみられるため、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が必要です。

妊娠・出産・子育てに期間は、それぞれ特有の不安や悩みを抱えやすい時期であるため、気軽に相談できる場所や、保護者同士が交流しながら情報交換や気分転換ができる環境の整備、子育てに関するわかりやすい情報の発信等地域における子育て支援の充実を図ります。

また、こどもの健やかな成長のため、こどもと保護者の健康の保持・増進が大切なことから、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制として、今後もこどもと母親へのきめ細やかな母子保健事業の充実とともに、各施策・事業の連携強化を図っていきます。

(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

直近5年間で児童数は減少しており、今後も緩やかに減少すると想定されますが、就労する母親、特に「フルタイム」で働いている母親の割合は増加しており、共働き家庭が増加しています。

このため、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、市内保育園の認定こども園への移行とあわせて、施設の充実、人材の確保を図り、希望する施設や制度等が利用できる環境づくりを進め、子育てと仕事の両立に向けた支援の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、引き続き男性の育児参加を進めるとともに、すべての人が仕事と子育てに生きがいを持てるよう仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進します。

（３）地域特性を生かした子育て環境、こどもの居場所づくりについて

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、こどもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。こどもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、親子にとって身近な居場所の拡充が必要です。

アンケート調査においても、こどもの居場所づくりが求められている中、休日や放課後、長期休暇中のこどもの居場所として安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる居場所の確保が必要となっています。

こどもたちが、自然を感じるもの・場所で多様な体験をすることは、身体的・精神的な成長や五感の発達を促し、自ら考え判断し実行する、主体性を育むことにつながります。

このため、遊びや学び等、こどもたちが自分で選択して多様な経験を得られる環境、休日や放課後といった時間に過ごせるような「自然」を生かした子育て環境づくりやものづくり、居場所づくりを進めていきます。

（４）支援が必要なこどもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、保護者の子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的にみても相談件数などが増加傾向にあります。また、児童虐待への対応やヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、支援の必要なこどもを守る仕組みづくりが求められています。

アンケート調査結果からは、ひとり親家庭では相対的貧困と分類される割合が多く、衣料品や食料品が買えなかった頻度が比較的多くみられます。

今後も、発達に支援が必要なこどもへの対応、こどもの貧困対策など、支援の必要なこどもやその家庭への支援の充実を図り、こども一人ひとりの最善の利益が尊重され、健やかに成長することのできる環境づくりを進めます。

5 基本的な視点

「こども」、「保護者・家庭」、「地域」の3つの視点に立って、本計画を推進します。

(1) 「こども」の視点

こどもの個性や意見が尊重され、人権が保障されること、こどもの主体性を重んじ、その意見や声に耳を傾け、こどもの視点に立った取り組みを進めます。

また、次代を担うこどもたちが成長する過程において、豊かな人間性を形成し、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて長期的な視野に立った取り組みを進めます。

(2) 「保護者・家庭」の視点

すべての保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心とゆとりをもって子育てができるよう、また、若い世代がそれぞれの希望に応じて、家族を持ち、こどもを生み育てられるよう、妊娠期から切れ目なく見守り、必要な支援を行うなど、保護者・家庭の視点に立った取り組みを進めます。

(3) 「地域」の視点

こどもは、未来のいなべを担う存在であるとともに、今のいなべを構成している大切な存在です。こどもたちが自立した個人として自己を確立していけるよう、保護者・家庭はもとより、地域社会全体で支援する体制を整える必要があります。

また、地域住民、企業、行政等がこどもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。

地域の様々な主体の役割を明確にし、連携と協力による地域の視点に立った取り組みを進めます。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

こどもは、家庭にとっても、地域にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。こどもたちは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていきます。こうして続く営みによりいなべの未来は創られます。

こどもたちの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こどもが権利をもつ主体であるという認識のもと、こどもの育ちを第一に考え、こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭に温かく寄り添い、応援していく環境づくりを地域全体で進めていくことが不可欠です。

次代を担ういなべのこどもたちが、地域の関わりの中で、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力、社会の発展に主体的に貢献する力を身につけることができるよう、すべてのこどもたちの健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、誰もがこどもを生み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら笑顔で子育てできるよう、地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくりを推進していきます。

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分のよさや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまちづくりを目指し、以下を本計画における基本理念とします。

基本理念

**「こどもまんなか」 笑顔はじける
学びと育みのまち いなべ**

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき施策展開の基本的な目標を次のとおり定めます。

基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

安心してこどもを生み、こどもが健やかに成長できるよう、妊娠前から妊娠中、出産、産後の時期にかけて、母子ともに健やかに過ごせるような支援を行うとともに、こどもの発達をサポートし、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行います。また、子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、保護者のニーズを踏まえた保育サービスや事業等及び子育て支援センターなど地域での子育て支援体制のより一層の充実を図ります。さらに、子育てと仕事を両立できる職場づくりの促進、子育てにおける男女共同参画の促進などを図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

基本目標3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり

こどもたちが心身ともに健やか成長することができるよう、学校、家庭等におけるそれぞれの環境と保育、教育力を生かし、こどもたちの「生き拓く力」を学び育む環境づくりに取り組みます。また、身近な地域において、子育てを支え合う地域づくりを進めるとともに、スポーツを通じたこどもの健やかな育成に努めます。

基本目標4 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり

豊かな自然の中で、こどもが遊びや学び、多様な体験等を通じて、成長することができるよう、安心・安全で利用しやすい施設の建設や公共施設の活用など、多様なこどもの居場所づくりとともに、自然を感じながら過ごせる環境やものづくりを検討し、豊かな感性の育みを進めます。

基本目標5 こどもを守り育てる環境づくり

こども一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要なこどもとその家族への適切な援助できるよう、虐待からこどもを守るとともに、ひとり親家庭、障がいのあるこどもや生活困窮家庭への支援を図ります。

3 施策体系

基本理念

「こどもまんなか」 笑顔はじける
学びと育みのまち いなべ

基本目標 1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

- (1) こどもと母親の健康の確保
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) こどもの発達を支援する体制の充実

基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) 子育てと仕事を両立できる職場づくり
- (4) 男女共同参画による子育ての推進
- (5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

基本目標 3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 次世代の親づくり
- (4) 豊かな心の育成
- (5) スポーツを通じたこどもの健やかな育成

基本目標 4 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり

- (1) こどもの居場所づくり
- (2) こどもの学び・遊びを支援する環境づくり

基本目標 5 こどもを守り育てる環境づくり

- (1) こどもの人権の尊重
- (2) 児童虐待防止対策の推進
- (3) ひとり親家庭等への支援の充実
- (4) 障がいがあるこどもへの支援の充実
- (5) 生活困窮家庭（こどもの貧困）への支援

※基本目標1を母子保健計画、基本目標5の(5)をこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」と位置づけます。

第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

(1) こどもと母親の健康の確保

【事業の方向性】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向け、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制が重要です。

このため、妊娠前から妊娠中、出産、産後の時期にかけて、母子ともに健やかに過ごせるような支援を切れ目なく行うために、各段階において必要な支援を行います。

また、継続して行われてきた事業の推進にあわせて、産後の身体的にも精神的にも不安定な時期のサポートをより充実させ、不安なく子育てに取り組めるような事業を展開します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもを安心して産むための支援体制づくり	○妊娠中から小児科医と相談できる「ペリネイタルビジット（出産前後からの親子支援事業）」、妊婦一般健康診査、妊婦教室の実施など、安心してこどもを産める支援体制を整備していきます。	母子保健課
②こどもの成長段階に応じた保健事業の推進	○こどもの健康が確保されるよう、年齢に応じた健康診査や訪問指導等の充実を図るとともに、感染症の予防のため、各種予防接種を実施していきます。 ○「こんにちは赤ちゃん訪問」や各種相談体制の充実により、保護者の不安の軽減に努めます。	母子保健課
③支援が必要なこどもや子育て家庭への支援の充実	○養育医療として未熟児の養育に必要な入院治療について医療費を給付します。 ○成長発達について支援が必要な家庭への訪問や関係機関との連携等、必要な支援を行います。	母子保健課
④食育の推進	○乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着に向けた指導を行うとともに、妊産婦や子育て中の保護者に対して、各種教室や幼児健診の事業を通じて食に関する学習の機会や情報の提供を推進していきます。	母子保健課
⑤産後の健やかな育児の支援 【新規】	○産後の健やかな育児ができるよう、産後ケア、産後ママサポート、助産師訪問の各事業を実施し、母親がおかれた状況に寄り添った支援を推進します。	母子保健課

（２）相談支援体制の充実

【事業の方向性】

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、相談支援体制の充実が求められています。

このため、こども家庭センターを中心とした気軽に相談ができる体制の充実とともに、必要とするサービスを利用できるよう、多様な情報提供方法の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こども家庭センターの充実 【新規】	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応します。 ○関係機関とともに連携・協働を行い、必要な支援の調整を実施し、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供していきます。	母子保健課
②情報提供体制の充実 【新規】	○必要とするサービスを利用できるよう、広報紙やホームページのほか、電子母子手帳アプリ、SNS等を活用した情報提供の充実を図ります。	母子保健課 こども政策課

(3) こどもの発達を支援する体制の充実

【事業の方向性】

こどもの健やかな発育・発達への支援では早期発見・早期支援とともに、こどもの育ち等に不安を抱える保護者とそのこどもが適切な支援や相談・医療につながるよう関係機関と連携が重要となっています。

このため、障がい児を含むすべてのこどもに対し生まれてから就労までの途切れない支援を行うことにより、個別性に合わせた発達をサポートしていきます。

また、発達支援に関する医療との連携体制を充実させ、発達障がい児地域支援ネットワークの構築を目指すとともに、外部関係機関との連携体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①すべてのこどもへの途切れない支援の充実	○引き続き早期発見・早期支援に取り組むとともに、就労までの途切れない支援体制の構築に努めます。	発達支援課
	○発達支援に関する医療との連携体制を充実させ、発達障がい児地域支援ネットワークの構築を目指すとともに、外部関係機関との連携体制づくりに取り組みます。	
	○保健・福祉・教育が連携し、障がい児を含むすべてのこどもに対し生まれてから就労までの途切れない支援を行うことにより、個別性に合わせたよりよい発達をサポートとしていきます。	母子保健課
	○医療との連携による発達支援体制を充実させます。	学校教育課
	○引き続き、子育て支援を行うとともに、保護者同士が気軽に集まれる機会の提供を継続的行っていきます。	障がい福祉課

基本目標２ 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

（１）保育サービスの充実

【事業の方向性】

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。

このため、令和７年度より市内の大半の保育園を「認定こども園」とし、保護者のニーズを踏まえて、保育・幼児教育を計画的に実施していきます。あわせて保護者の状況に応じて、延長保育、土曜保育等の多様な保育サービスを提供します。

また、保育士の知識や技能を向上させるため、自然保育や乳児保育など様々な研修への参加を促したり、園内での検討会や研修で「保育の振り返り」を定期的に行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①保育所、認定こども園におけるサービスの充実	○こどもの幸せを第一に考え、こどもや保護者のニーズを踏まえて、保育サービスを計画的に提供していきます。また、保護者の状況に応じて、延長保育、土曜保育等の多様な保育サービスを提供します。	保育課
②保育所、認定こども園における保育の質の向上	○保育士等の知識や技能を向上させるため、自然保育や乳児保育など様々な研修への参加を促します。 ○園内での検討会や研修で「保育の振り返り」を定期的に行い、保育士等の資質向上に取り組みます。	保育課
③病児・病後児保育の充実 【新規】	○市内に病児・病後児施設は現在ありませんが、利用者の利便性向上を図るため、市内での開設について検討していきます。 ○ファミリー・サポート・センターでの病後児の預かりを検討します。	こども政策課

（２）地域での子育て支援体制の充実

【事業の方向性】

子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、身近な地域における子育て支援とともに、こどもの社会性を育むため、こどもとその親が仲間や地域の人とふれあう場を確保するなど、地域ぐるみの子育て推進が求められています。

このため、市内５か所の子育て支援センターにおいて、親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てについての相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、地域全体で子育て家庭を見守るという“地域の子育て力”の向上を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①地域子育て支援センターの充実	○市内5か所の子育て支援センターにおいて親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てについての相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等子育て家庭への支援の充実を図ります。 ○「ブックスタート事業」「ブック・Reスタート事業」等各種の事業を通して、子育て家庭とのつながりを深めます。 ○「1歳おめでとう訪問事業」で各家庭へ、「出前ひろば」で地域へ積極的に出向き、支援の拡充に努めます。	母子保健課
②市民参加による子育て支援の充実	○地域のボランティアや民生児童委員等からなる「子育て応援団」や子育て応援団から発足した「あそびの会」等、市民参加による子育て支援活動を活発化し、地域全体で子育て家庭を見守るという“地域の子育て力”の向上を促進します。	母子保健課

※そのほか、基本目標③において、地域における教育についても記載しています。

(3) 子育てと仕事を両立できる職場づくり

【事業の方向性】

仕事と子育ての両立を図るためには、育児休業や休業給付等、制度の普及・啓発とともに、誰もが働きやすく、子育てがしやすい職場環境づくりが重要です。

このため、市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。	商工観光課

(4) 男女共同参画による子育ての推進

【事業の方向性】

子育てにおける男女共同参画を促進するために、子育てや家事を男女がともに担う意識づくりが重要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動とともに、妊婦教室や子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催しなど互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①互いに認め合う社会づくり	○いなべ市男女共同参画第4次推進計画に基づき、「誰もが、自分らしく、活躍できるいなべ市」を目指して、計画を推進します。 ○互いに認め合う意識を醸成し、あらゆる分野でともに能力を発揮できる社会づくりを進めます。	人権福祉課
②互いに家事・育児を担う意識啓発の推進	○妊婦教室や子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催しを行うとともに、啓発冊子等を活用し、互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。	母子保健課

（５）子育てにかかる経済的負担の軽減

【事業の方向性】

出産・育児・教育・医療など子育てにかかる費用負担が、子育ての負担感の大きな要因のひとつであり、少子化の一因ともいわれています。

このため、国や県の動向を踏まえながら、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減や子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

また、子ども医療費の窓口無償化（現物給付）の対象拡大を検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①妊娠・出産に関する経済的負担の軽減 【新規】	○特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業の周知に努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。 ○出産育児一時金、出産・子育て応援金の支給など出産時の経済的負担の軽減を図ります。	母子保健課
②子育て家庭への経済的支援 【新規】	○認定こども園・小学校における給食費の無償化、子ども医療費の助成、就学援助費の支給、放課後児童クラブが実施するひとり親家庭の利用料減免に対する補助等を実施し、こどもを持つ家庭の経済的な負担の軽減を図ります。 ○子ども医療費の窓口無償化（現物給付）の対象を拡大できるよう検討します。	学校教育課 保育課 保険年金課

基本目標３ 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり

(１) 学校教育の充実

【事業の方向性】

こども一人ひとりの「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育み、主体的に自らの未来を切り拓く力や豊かな人間関係を結ぶ力を最大限に引き出す、きめ細やかな教育を推進していくため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが求められています。

このため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりなど学力の充実に向けた各校の主体的な取り組みを支援し、生き抜く力の育成に努めるとともに、いなべ市小中一貫教育グランドデザインに基づく小中一貫教育を推進します。

また、「地域とともにある学校づくり」、「学校教育を通じた地域づくり」を一体的に推進していきます。

さらに、児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の整備や安全管理対策の推進を図るとともに、様々な状況にあるこどもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる環境を整えます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもの学力の向上へ向けた支援の充実	○学力の充実（学力保障・学力向上）に向けた各校の主体的な取り組みを支援し、生き抜く力（智）の育成に努めます。 ○学力調査、非認知能力調査、学級満足度調査によって「認知能力」、「非認知能力」、「学習集団」の状況を総合的に分析し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりに取り組みます。	学校教育課
②地域との協働による学校づくり	○学校運営協議会における熟議を通じた学校教育活動の充実と地域学校協働委員会が推進する地域学校協働活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」、「学校教育を通じた地域づくり」を一体的に推進していきます。	学校教育課
③小中一貫教育の推進	○いなべ市小中一貫教育グランドデザインに基づく教育を推進します。	学校教育課
④快適な学校環境の整備	○児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の各種保守整備を行います。 ○老朽化対策及びバリアフリー化を含めた改修を順次行います。 ○各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。	教育総務課

事業名	事業概要	主担当課
⑤一人ひとりを大切にする教育の充実	○家庭状況や生活の基盤が不安定な子どもたちや、支援が必要な子どもたちなど、様々な状況にある子どもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる状況を保障していきます。 ○一人ひとりの学びを保障するための「ことばの教室」「LD等教室」「いなべ・東員教育支援センター」等の通級指導教室を支援します。 ○教職員の人権感覚を磨き、人権教育の充実に努めます。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【事業の方向性】

子どもたちを家庭や地域で守り育てるという意識を高め、家庭における教育機能の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

このため、講演会等の開催による保護者への意識づけ、地域ボランティアによる協力を募る等、家庭や地域による学校支援を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①家庭の教育力の向上	○子どもたちを守り育てるという保護者の使命・役割の自覚を高めるための講演会・学習会等を開催できるよう、学校を支援します。	学校教育課
②地域における教育力の向上	○非行の早期発見及び未然防止のため、パトロールや啓発活動を行うとともに、いなべ市青少年育成市民会議との協働により、青少年問題についての地域住民の意識の高揚を図ります。 ○地域コーディネーター・コミュニティ推進員等を配置し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実を目指します。また、学校を多方面から応援するボランティア「学援隊」を募り、地域による学校支援を進めます。	生涯学習課 学校教育課

(3) 次世代の親づくり

【事業の方向性】

近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることから、こどもたちが乳幼児とふれあい、育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える機会の確保が必要になっています。

このため、幼児とのふれあい体験を通じて、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもを持つ意識の醸成	○保育所や認定こども園と連携し、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。	学校教育課
	○市内保育所や認定こども園で中学生の職場体験を受け入れ、中学生が乳幼児と関わり保育体験をする機会を持つことで、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。	保育課

(4) 豊かな心の育成

【事業の方向性】

こどもたちにとって、学びと遊びは創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、こどもたちが自らの可能性を広げる上では、こどもの時から様々なことを経験することが必要です。

このため、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などの様々な地域活動を通じて、こどもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①様々な体験を通じたこどもの心の育成	○自然体験活動やボランティア活動、職場体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育む活動を進めます。 ○自然とふれあう機会を増やすための施設整備や事業を展開し、主体性を育む活動を進めます。	学校教育課 保育課
②文化・芸術・スポーツ活動を通じたこどもの健全育成	○豊かな心を育むための小中学生の観劇や音楽鑑賞等の活動に対して支援します。 ○中学校の部活動を推進することで、集団生活を円滑に行えるようにするとともに、精神的・肉体的成長を促し、生徒の健全育成を図ります。さらに、国が進めている休日の部活動の地域移行を進めます。	学校教育課

(5) スポーツを通じたこどもの健やかな育成

【事業の方向性】

こどもたちの健全な発達と思いやりのある人間への育成を目指して、多くの人々とのかかわりの中で、スポーツ活動を通じて、こどもの発達段階に応じた多様な体験機会を支援していく必要があります。

このため、スポーツに取り組む機会の提供などこどもがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進め、こどもの体力向上やスポーツをすることの楽しさを伝えます。また、競技技術向上のための事業や指導者育成事業などスポーツに取り組むこどもを支援する体制づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもがスポーツに取り組みやすい環境づくり	○スポーツをするきっかけづくり、スポーツをする機会を提供することにより、運動不足のこどもの体力向上や、仲間や家族でスポーツをすることの楽しさを伝えていきます。	生涯学習課
②スポーツに取り組むこどもを支援する体制づくり	○市スポーツ少年団等がスポーツ振興の一翼を担い、競技大会、競技技術向上のための事業・指導者育成事業などが実施できるよう支援をしていきます。	生涯学習課

基本目標4 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり

(1) こどもの居場所づくり

【事業の方向性】

こどもの居場所づくりが求められている中、休日や放課後、長期休暇中のこどもの居場所として、需要の高い放課後児童クラブをはじめ、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる居場所の確保が必要となっています。

このため、放課後児童クラブの事業内容の充実、運営支援や指導員の育成支援とともに、放課後子ども教室事業の利用充実に図ります。また、こどもの居場所として活動する団体への支援の拡大について検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①小学生の放課後の居場所づくりの推進	○現在ある 13 か所の放課後児童クラブに対する補助及び必要に応じた支援を行います。	学校教育課
②放課後子ども教室事業の充実 【新規】	○放課後子ども教室（放課後子ども教室ほくせい、こどもゆめ教室）の利用啓発を行います。	生涯学習課
③こどもの居場所づくりへの支援 【新規】	○こどもの居場所づくりや孤食防止、地域とこどものつながりを生み出す、子ども食堂（地域食堂）の取り組みを行う団体を支援するとともに、こどもの居場所への支援拡大についても検討します。	こども政策課
④こどもの遊び場の充実 【新規】	○こどもが屋外で自然にふれながら安全に遊べる場の確保を図り、遊具の充実などを進めます。 ○様々な年代のこどもたちが、遊びを通して多様な体験をすることで、存分に楽しみ、自分の思いを発揮できる機会の充実に向け、既存施設等のあり方を検討し、施設の機能がより発揮できるよう取り組みを進めます。 ○こどもたちが屋内で五感を使って自由に遊び、自然も体験できる施設の開設を目指して検討を始めます。	こども政策課

(2) こどもの学び・遊びを支援する環境づくり

【事業の方向性】

アンケート調査で挙げられたように、「自然が豊かである」ことは市の特徴です。自然とふれあう機会は、身体的・精神的な成長や五感の発達を促し、自ら考え判断し実行する、主体性を育むことによりよい影響があるとされていることから、この豊かな「自然」を活用した居場所や多様な体験の場づくりは、市での子育てにおける特色のひとつとなると考えます。

このため、こどもが自然にふれながら安全に遊べる場の確保をはじめ、様々な年代のこどもたちが、遊びを通して多様な体験ができる機会の充実、交流を支援する機会の提供など、「自然」を生かしたこどもの学び・遊びを支援する環境づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもを対象とした学びの場等の充実 【新規】	○「自然学習園ふるさとの森」（2024 年環境省認定の自然共生サイト）と「水辺の里公園 自然水族館」を環境学習のフィールドとして積極的に活用していきます。 ○「藤原岳自然科学館」における自然科学教室の実施や小学校の社会見学の受け入れ等により、豊かな体験活動の機会や場を提供していきます。 ○「屋根のない学校」では、自然体験活動などを通じてこどもの感性の育成を図ります。	自然学習室
②交流を支援する機会の提供 【新規】	○様々な交流を通して遊び、成長することができるよう、公民館や図書館をはじめとする公共施設での事業などこども同士の交流、こどもと大人や高齢者の世代間交流ができるような活動機会の提供に努めます。	生涯学習課 こども政策課

基本目標5 こどもを守り育てる環境づくり

(1) こどもの人権の尊重

【事業の方向性】

こどもは大人と同様にひとりの人間として、その権利が保障され、最善の利益が尊重されるべきであり、こどもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。また、こどもが自分の考えを表明する機会を拡充する必要があります。

このため、こどもの権利についての意識啓発を図るとともに、こどもの人権侵害の防止やこどもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。また、こどもの意見を聴取する機会の確保と意見を施策に反映させる仕組みづくりを検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもの権利の啓発 【新規】	○こどもの権利を尊重する意識づくりを図り、人権に関する情報提供と啓発に努めます。	こども政策課
②こどもの人権の尊重	○市内中学校の全4校で、人権研修を実施します。 ○すべての教育活動を通して人権尊重の視点に立った学校づくりを推進し、こどもの人権尊重の視点に立ち、人権教育カリキュラムや人権教育推進計画の点検・評価・見直し（改善）を行います。	人権福祉課 学校教育課
③こどもの意見の聴取と施策への反映 【新規】	○こどもの意見を聴取する機会を確保するとともに、こどもの意見を施策に反映させる仕組みづくりを検討します。	こども政策課

(2) 児童虐待防止対策の推進

【事業の方向性】

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められます。また、児童虐待の背景には、親の貧困や病気などの様々な問題がある場合も多く、それらの課題もあわせて解決する必要があります。

このため、こども家庭センターを中心に、養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。また、いなべ市要保護児童対策地域協議会での連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。さらに、ヤングケアラー支援にも取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こども家庭センターによる相談支援の充実 【新規】	○母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を中心に、関係機関と連携しながらすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援体制の整備を行います。	家庭児童相談室 母子保健課
②虐待の防止と早期発見・早期対応の推進	○すべての児童の健全育成、社会的自立を確保するため、児童虐待を防止することが重要であることから、虐待を早期に発見し、早期に対応する体制を整備します。 ○いなべ市要保護児童等対策地域協議会における情報共有の強化など関係機関との連携強化を図ります。 ○必要に応じて訪問支援事業を実施し、ヤングケアラー支援にも取り組みます。 ○一時的な預かりが必要な場合を含め、里親の普及に努めます。	家庭児童相談室

(3) ひとり親家庭等への支援の充実

【事業の方向性】

母子家庭等のひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援が必要です。

このため、経済的な負担軽減を図るための各種手当等による経済的支援とともに、自立した生活の確保に向けた相談支援や就労支援などを行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①ひとり親家庭等への経済的支援の充実	○経済的に不安定なひとり親家庭等の生活の安定を支援するため、各種手当等の経済支援を通じ、児童の就学意欲向上を図ります。	こども政策課
②ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	○ひとり親家庭等の相談事業を行い、状況に応じて資金貸付や訪問支援事業、また就労のための資格取得支援等などの適切な支援を検討し、母子の自立に向けた支援を行います。	こども政策課
③ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	○離婚やDV等女性相談業務を行い、ひとり親家庭となった場合に自立した生活を送るための助言や支援を行います。 ○こどもの養育が困難な場合については、支援事業等の活用を検討し支援します。	家庭児童相談室

(4) 障がいがあるこどもへの支援の充実

【事業の方向性】

障がいのあるこどもを持つ子育て家庭について、社会的な不安を抱えており、障がいのあるこどもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境づくりが必要です。

このため、特別な支援を要するこどもの健全な発達に向けて、個々の発達や障がいに応じた相談支援体制や療育体制、地域社会への参加・包容、その保護者への支援を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①障がい児のいる家庭の生活の安定	○障がい児及び小児慢性特定疾病児童について、用具の給付を通じて日常生活の便宜を図ります。 ○育成医療、障害者医療費として助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
②特別支援保育・教育の推進	○市内保育所及び認定こども園では、加配保育士等を配置するとともに、特別支援に関する研修を充実させ、就学に向けて必要な支援を行います。 ○小中学校では、支援が必要なこどもの健やかな発達、成長を保障するために、巡回相談、教育相談等の充実を図るとともに、関係機関との連携、協働を充実させます。 ○インクルーシブを基本としつつ、保育所及び認定こども園や学校において、支援を必要とするこどもたちが適切に支援されるよう保育士等や教員の支援力や指導力の向上に向けた取り組みを充実させます。また、地域の関係機関が連携・協働して支援できる体制づくりを進めます。	保育課 学校教育課 発達支援課

（５）生活困窮家庭（こどもの貧困）への支援

【事業の方向性】

生活に困窮する人やひきこもり・不登校になっている人などは、社会的なつながりなど、支援ネットワークが比較的弱く、様々な課題を複合的に抱えていることが懸念されています。

このため、対象となる家庭へ適切な相談支援を行うとともに、家庭の経済的状況にかかわらず、こどもが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して、居場所の提供や学習支援などの充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①生活困窮家庭への支援の充実	○課題がより複雑化・深刻化する前に、相談支援を適切に行い、対象家庭に適した切れ目のない支援を行います。 ○こどもの健全育成を図るため、こどもに関わる機関と連携し、居場所の提供、学習支援事業などを充実させます。	こども政策課 生活支援課

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容

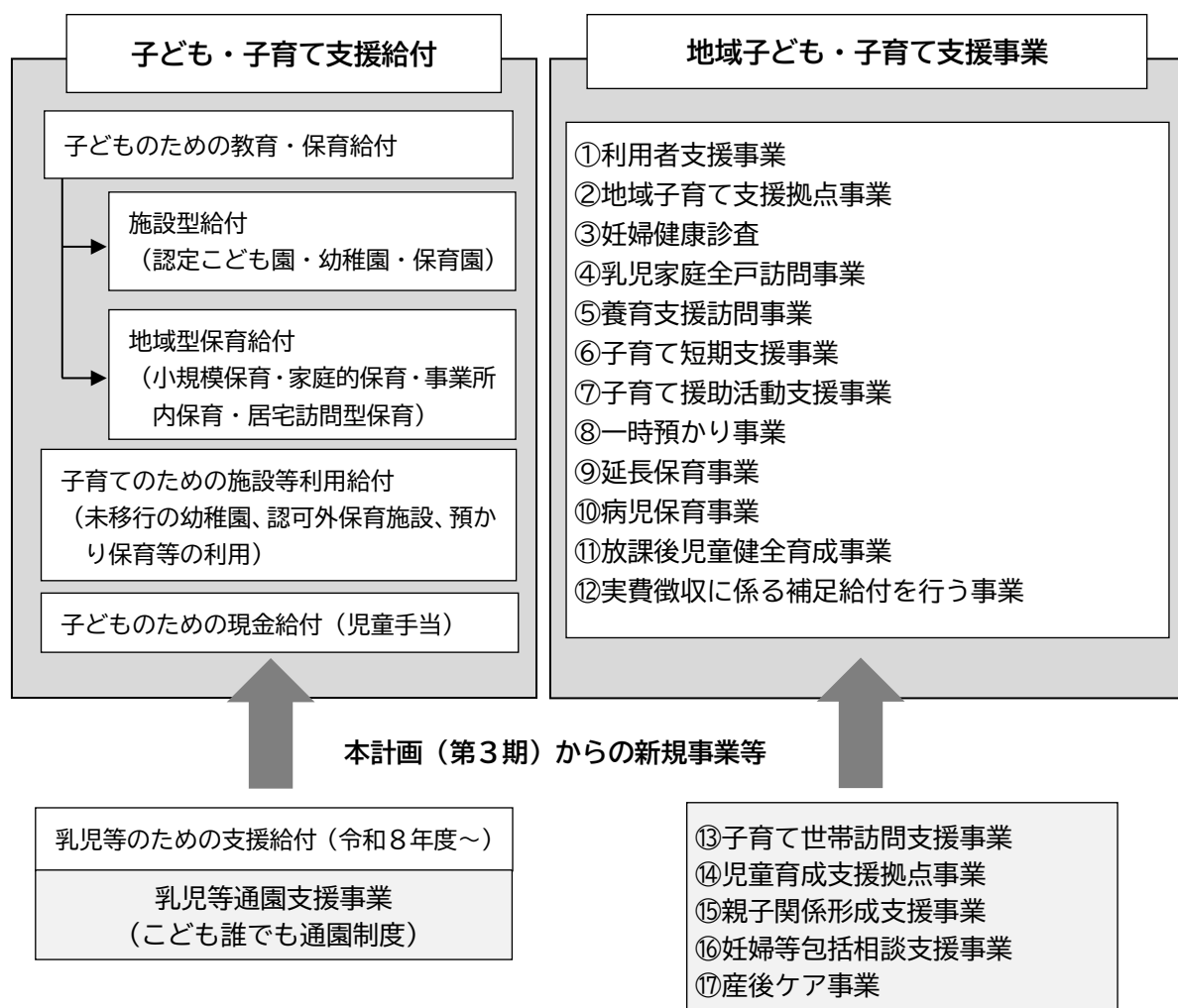
1 子ども・子育て支援事業等について

(1) 本計画における給付・事業について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供地域ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等について、量の見込み・確保の内容・実施時期を定めることとされています。

本計画においては、第2期計画から継続する給付・事業のほか、児童福祉法等の一部改正による新規事業について、量の見込みの算出方法等を示す国の手引きを踏まえた量の見込み・確保の内容等を設定し、計画的な実施を進めます。

▼本計画における給付・事業について



(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

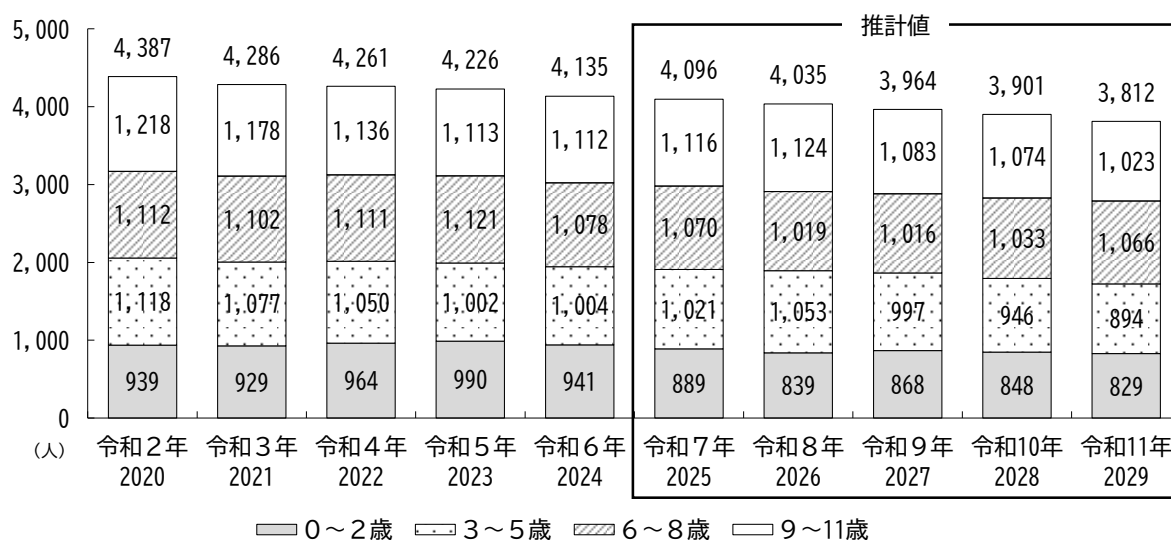
第 2 期計画では、この教育・保育の提供区域について、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を 1 つの区域と決めました。本計画においてもこの考えを踏襲し、市全域を 1 つの区域とします。

(3) 児童人口の推計

本市の小学生までの児童人口（0～11 歳）の推移をみると、令和 2 年の 4,387 人から令和 6 年の 4,135 人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和 11 年には 3,812 人となることが見込まれます。

▼児童人口の推計結果



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）。推計値はコーホート変化率法による推計。

(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

①保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、接続を意識したカリキュラムの作成、保育士等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動、パンフレット等による連携・接続の意識啓発などについて実施または支援を行います。

②幼児教育アドバイザーの育成・配置

C L Mと個別の指導計画による発達支援を推進するため、保育士等のみえ発達障がい支援システムアドバイザーを複数名配置し、市内保育園等の保育士に対してアドバイスを行うとともに小学校への引継ぎ事業を実施します。

③外国とつながりのある幼児等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国したこどもや両親が国際結婚であるなどの外国とつながりのあるこどもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

2 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

【事業の概要】

子どものための教育・保育給付には、施設型給付である認定こども園・幼稚園・保育園と、地域型保育給付である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があり、教育・保育サービスを提供しています。

①子ども・子育て支援給付における子どもの認定区分について

子どものための教育・保育給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

▼認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	幼稚園、認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園 地域型保育事業

②子ども・子育て支援給付における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

▼認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」

②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

【現状】

年度当初にはすべての児童の受け入れ枠を確保しています。年度途中の入園申し込みについても円滑な受け入れに努めましたが、依然として0～2歳児の入園希望が多く、特定の保育所または認定こども園について児童が空きを待つ状態が続いています。利用定員を積み上げて設定される当初計画における提供体制の確保の内容の数値を下回っているものの、保育士等の確保が困難なことに加えて、3歳未満児の応募も多く定員と受け入れに余裕がなく、年度途中入園については空きを待つ児童が多くなっています。

【量の見込みと確保の内容】

■ 1号認定（認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前のこども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			205	220	218	207	196
②確保の内容	特定教育・保育施設	市内（幼稚園等）	223	223	223	223	223
		市外（幼稚園等）	0	0	0	0	0
		計	223	223	223	223	223
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	合計		223	223	223	223	223
②－①			18	3	5	16	27

▼ 1号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	4	9	11	9	14

※令和6年度は見込み。

■ 2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			756	765	750	711	673
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育所等）	766	766	766	766	766
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	766	766	766	766	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		766	766	766	766	766
	②－①		10	1	16	55	93

▼ 2号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	1,090	1,042	1,022	975	961

※令和6年度は見込み。

■ 3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難なこども）

【0歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			12	11	11	11	11
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育所等）	53	53	53	53	53
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	53	53	53	53	53
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		53	53	53	53	53
②－①			41	42	42	42	42

▼ 3号認定（0歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	10	18	7	10	10

※令和6年度は見込み。

【1歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			76	88	87	84	82
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育所等）	116	116	116	116	116
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	116	116	116	116	116
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		116	116	116	116	116
②－①			40	28	29	32	34

▼3号認定（1歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	113	118	115	123	101

※令和6年度は見込み。

【2歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			178	134	156	153	149
②確保の内容	特定教育・保育施設	市内（保育所等）	202	202	202	202	202
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	202	202	202	202	202
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		202	202	202	202	202
②－①			24	68	46	49	53

▼3号認定（2歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	184	162	161	159	181

※令和6年度は見込み。

▼ 3歳未満の子どもに係る保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児（％）	19.0	19.4	19.9	20.4	20.7
1歳児（％）	44.8	38.5	39.3	40.4	41.4
2歳児（％）	57.5	76.2	65.8	67.1	68.9
0～2歳児（％）	41.7	44.2	42.7	43.8	44.8

※保育利用率：利用定員数（確保の内容の合計）÷子どもの推計人口。

【今後の方向性】

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

園児数の推移を勘案し、ニーズに沿った施設の整備及び保育士等の確保に取り組めます。

（２）子育てのための施設等利用給付

【事業の概要】

新制度に移行していない幼稚園（子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、子どものための教育・保育給付の利用と同様に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

▼認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(3) 乳児等のための支援給付

【事業の概要】

乳児等のための支援給付については、令和8年度から開始される新たな給付で、現在のところ乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が予定されています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、未就園のこどもを対象に、認定こども園や保育所等の施設で、月10時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

【今後の方向性】

本市が認定こども園となるのが令和7年度からであり、令和8年度からの実施に向けて、令和7年度は制度設計等に努め、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

※制度設計を踏まえ、次年度のこども計画策定にあわせて量の見込みを算出します。

3 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

こどもやその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態） ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・こども家庭センター型（母子保健及び児童福祉双方の一体的な運営において行われる形態）

【現状】

令和6年4月から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も「こども家庭センター」の周知、利用促進を図るとともに、令和7年からは現状行っている「子育て支援・相談事業」を利用者支援事業の基本型として位置づけ、こどもやその保護者への包括的支援を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域子育て支援拠点事業の実施施設が市内で5か所あり、誰でも気軽に利用できるよう、多様な催しを各施設で開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	1,805	1,781	2,101	2,271	－
実施か所数	5	5	5	5	5

※月あたり延べ人数。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
延べ人数（人）	2,146	2,132	2,322	2,387	2,456
実施か所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	2,146	2,132	2,322	2,387	2,456
②－①	0	0	0	0	0

※月あたり延べ人数。

【今後の方向性】

今後も市内5か所の子育て支援センターで、親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てについての相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等子育て家庭への支援の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見を目的として、すべての妊婦が妊娠中に必要な妊婦健康診査が受診できるよう支援する事業です。

【現状】

県内各医療機関等、指定の医療機関で利用できる妊婦健診受診票を交付し、経済的負担が少なく妊娠中に必要な検査等が受診できる体制となっています。里帰り等で指定外の医療機関で受診した場合でも、申請により助成金を受け取ることができ、安心して医療的管理の下、妊娠期間を過ごすことができるようになっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ妊婦健診回数	3,197	3,905	3,450	2,977	—

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 受診対象者数(人)	279	273	266	260	256
延べ妊婦健診回数	3,906	3,822	3,724	3,640	3,584

※妊婦の全数を量の見込みとするため、確保の内容は不要としています。

※妊婦1人あたり、妊娠中に14回の健康診査を見込んでいます。

【今後の方向性】

今後も、妊婦健診の定期的な受診の必要性について妊娠届出時や母子手帳アプリ等で周知を図ります。また、引き続き医療機関と連携をとりながら、ハイリスク妊婦に対応していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

保健師、助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【現状】

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	289	285	290	258	-

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ人数（人）	279	273	266	260	256

※出生児童の全数を量の見込みとするため、確保の内容は不要としています。

【今後の方向性】

少子化、核家族化が進む中、こどもの成長発達とそれを促すための適切な生活環境を整えることができる保護者の育成と、子育ての不安解消を目的に必要な支援や助言を行う全戸訪問を継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を家庭相談員が訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

【現状】

近年、保護者の養育力の低下や精神疾患などの理由で、育児や家事などができない家庭が増えています。養育能力を向上させるため、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、家庭において安定した養育が可能になるような支援が必要です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ件数（人）	79	102	124	270	-

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ件数（人）	270	270	270	270	270
②確保の内容 延べ件数（人）	270	270	270	270	270
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も、こどもの自立を保護する観点から、児童相談所と連絡を密にするとともに、要保護児童対策地域協議会との連携も図りながら、様々なケースに対応できるように取り組んでいきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の概要】

保護者の疾病、仕事、育児疲れ等の理由により家庭において一時的に養育ができない時、児童養護施設等で一定期間、児童の保護を行う事業です。

【現状】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を行う児童福祉施設は市内にありませんが、県内の施設と委託契約を行い、事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	3	14	0	43	-

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	30	30	30	30	30
②確保の内容 延べ人数（人）	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、個々のケースの状況をみながら、必要なサービス提供を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

【現状】

本市では特定非営利活動法人に委託して事業を実施しています。令和5年度の依頼会員は329名、提供会員は90名、両方会員は14名となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	383	349	559	811	－
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	786	798	807	818	823
②確保の内容 延べ人数（人）	786	798	807	818	823
実施か所数	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も制度を広く周知し、事業の円滑な利用に向けて会員登録を促すとともに、安心して利用できるよう提供会員確保のための取り組みや、サポート体制の充実に努めます。

またファミリー・サポート・センターにおける病後児の預かりについて、検討を進めます。

(8) 一時預かり事業

①未就園児を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができない場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、一時的に預かる事業です。

認定こども園1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していない児童が対象です。本市では保育所または認定こども園が通常保育の児童で定員を満たしている場合は、利用できません。市内では13施設が事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	147	62	220	186	556
実施か所数	13	13	13	13	13

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数(人)	450	425	400	375	350
②確保の内容 延べ人数(人)	450	425	400	375	350
実施か所数	13	13	13	13	13
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現状は一時預かり事業余裕活用型ですが、今後は一時預かり事業一般型の整備に向けて検討していきます。

② 1号認定の在園児を対象とした預かり保育

【事業の概要】

幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えて幼稚園や認定こども園で預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

令和6年度までは、市外の幼稚園や認定こども園に在園している児童の利用のみでしたが、令和7年度から市内保育所が認定こども園に移行することもあり、今後は本事業の利用が一定数見込まれます。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	5,565	5,972	5,918	5,619	5,320
②確保の内容 延べ人数（人）	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972
実施か所数	11	11	11	11	11
②－①	407	0	54	353	652

【今後の方向性】

1号認定児童の保護者からのニーズに対応していきます。

(9) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外に、認定こども園・保育所・地域型保育事業等において保育を実施する事業です。

【現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、市内私立保育所または認定こども園の 2 か所で早朝・延長保育を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	32	27	25	29	－
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数（人）	28	28	29	29	28
②確保の内容 実人数（人）	32	32	32	32	32
実施か所数	2	2	2	2	2
②－①	4	4	3	3	4

【今後の方向性】

今後も、延長保育ニーズに即したサービスの提供に努めます。

(10) 病児保育事業

【事業の概要】

仕事などで保護者が保育をできず、保育園や小学校などにも通うことができない「病
気中のこども（病児）」や「病気回復期にあって、集団保育が困難なこども（病後児）」を
保育施設等で保育士・看護師が一時預かりする事業です。

【現状】

本市では、桑名市との広域協定事業として、桑名市内の医療機関（2か所）で病児・病
後児保育事業を実施しています。利用者は少ない状況にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	0	3	2	8	-
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数（人）	10	10	10	10	10
②確保の内容 実人数（人）	40	40	40	40	40
施設数	2	2	2	2	2
合計	40	40	40	40	40
②－①	30	30	30	30	30

【今後の方向性】

今後も、保護者が安心して利用できるよう、制度の周知に努めます。また、市内で病児
保育ができる施設のニーズの把握に努め、設置について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、支援員の活動支援の下で遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では放課後児童クラブ運営委員会や放課後児童クラブ支援員が中心となり、平日の授業終了後や、夏休み等の長期休暇日に施設等を利用して、適切な遊び場や、生活の場を提供しています。近年、放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	311	318	332	360	-
低学年	243	242	249	272	-
高学年	68	76	83	88	-
実施か所数	12	12	13	13	13

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
実人数（人）	350	340	338	343	348
低学年	262	251	252	258	267
高学年	88	89	86	85	81
②確保の内容					
実人数（人）	350	340	338	343	348
実施か所数	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

老朽化が進む放課後児童クラブ施設の修繕等の支援を行います。また、児童数の増加している校区において、ニーズに応じた適正な受け入れ体制が確保できるよう努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の一部を補助します。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、現在、本事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら実施について検討していきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業の概要】

子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、子育てサポーター訪問支援事業の一部において、当事業を包括し実施しています。

包括した支援として実施しながら、ニーズや必要性を踏まえ、単独事業で実施する必要があるか、検討していきます。

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、現在、本事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら実施について検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業の概要】

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等にグループワークやペアレントトレーニング等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

障がい児家庭支援事業において、情報提供や保護者相談は実施していますが、グループワークやペアレントトレーニングの実施がないため、当事業としては該当しません。今後、ニーズの把握に努め、事業内容について検討していきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業の概要】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
妊娠届出数	279	273	266	260	256
1組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	837	819	798	780	768
②確保の内容					
面談回数	837	819	798	780	768
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠届出時や妊娠8か月ごろ、また、乳児家庭全戸訪問時に面談を行い、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

(17) 産後ケア事業【新規】

【事業の概要】

産後ケア事業は、本市と契約している医療機関で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから、「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	242	242	242	242	242
②確保の内容 延べ人数（人）	242	242	242	242	242
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

4 母子保健計画の目標

	項目	実績値	目標値
		R5	R11
1	妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率	99.6%	100%
2	赤ちゃん訪問実施率	97.4%	100%
3	赤ちゃん訪問未実施者フォロー率	100.0%	100%
4	産婦訪問（EPDS含む）実施率	97.4%	100%
5	EPDSにて9点以上の産婦へのフォロー率	100.0%	100%
6	4か月健診受診率	95.1%	100%
7	10か月健診受診率	90.2%	100%
8	1歳6か月児健診受診率	98.1%	100%
9	3歳児健診受診率	98.5%	100%
10	SIDSについて知っている割合	83.3%	100%
11	浴室のドアに、こどもが1人で開けることのできないような工夫がしてある割合	55.2%	66%
12	1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	66.5%	80%
13	むし歯のない1歳6か月児の割合	99.4%	100%
14	むし歯のない3歳児の割合	94.1%	100%
15	妊婦の非喫煙率	99.2%	100%
16	かかりつけ医をもつ割合	91.1%	100%
17	かかりつけ歯科医をもつ割合	69.1%	83%
18	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。	88.1%	100%
19	この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。	92.8%	100%
20	お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。	78.6%	94%

資料編

1. 計画策定について

(1) いなべ市子ども・子育て会議設置要綱

いなべ市子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 12 月 9 日
告示第 129 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する施策について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、いなべ市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) いなべ市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業計画に関する事項のうち、会議の会長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 名以内の組織とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地元企業代表者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 市の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴の取扱い）

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理をする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(2) いなべ市子ども・子育て会議委員名簿

分野	役職名	氏名
学識経験者	日本福祉大学教育・心理学部子ども発達学科教授	渡辺 顕一郎
専門行政機関	三重県北勢児童相談所長	山本 智佳央
医療機関	いなべこどもクリニック院長	出口 美智子
福祉団体	いなべ市主任児童委員代表	日紫喜 綾子
福祉団体	いなべ市民生委員児童委員協議会連合会会長	杉野 紀弘
福祉団体	いなべ市社会福祉協議会代表	太田 久典
地域団体	いなべ市青少年育成市民会議副会長	山本 たか代
地域団体	NPO法人こどもぱれつと理事長	小林 久里子
地元企業	株式会社神戸製鋼所大安製造所	植村 始
福祉施設	大安中央保育園長	水谷 重樹
福祉施設	ふじわら保育園長	多湖 靖恵
教育機関	山郷小学校長	出口 孝貴
地域団体	三里小学校PTA会長	正傳 覚士

令和7年3月18日現在。敬称略。

(3) 策定経緯

年 月	内 容
令和5年度	
令和5年12月12日	○庁内ワーキング会議の開催
令和6年3月	○アンケート調査（就学前児童保護者、小学校就学児保護者）の実施
令和6年度	
令和6年5月	○アンケート調査（妊婦）の実施
令和6年7月18日	■第1回いなべ市子ども・子育て会議の開催 委員の委嘱、第3期子ども・子育て支援事業計画アンケート結果報告、今後のスケジュール、計画策定の進め方 等
令和6年8月2日	○庁内ワーキング会議の開催
令和6年10月29日	■第2回いなべ市子ども・子育て会議の開催 子ども・子育て支援事業計画令和5年度進捗管理報告書の報告、第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討、自由意見に対するフィードバックの報告 等
令和6年12月19日	■第3回いなべ市子ども・子育て会議の開催 第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画（素案）の審議、パブリックコメントの実施について 等
令和6年12月～ 令和7年1月	○パブリックコメントの実施
令和7年2月18日	■第4回いなべ市子ども・子育て会議の開催 第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画（案）の審議 等
令和7年3月	○市長への答申（または議会報告） ○第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画の確定 ○計画書・概要版の印刷

2. 用語解説

あ行	
預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。
育児休業	育児・介護休業法に定められた両立支援制度で、原則1歳未満のこどもを養育するための休業のこと。
インクルーシブ	様々な背景（障がい、国籍等）を持つ人が排除されず、共生していくさま。
か行	
核家族	夫婦（父親または母親）とその未婚のこども、もしくは夫婦のみからなる家族。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業のこと。
教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園のこと。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業のこと。
協働	市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもの。
コーホート変化率法	コーホート変化率法とは、同じ期間（今回は各年度）に生まれた集団の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も続くものとして推計する方法です。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。
こども家庭センター	児童福祉と母子保健が一体的に妊婦からこどもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。
子ども家庭総合支援拠点	すべてのこども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、こども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。
子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他の子どもおよびこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

子ども食堂	こどもが一人で食事をすることを防ぐため、こども一人でも利用しやすく、無料もしくは低額で食事ができる場もしくは取り組みのこと。
子どもの権利条約	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、すべてのこどもたちをもつ人権（権利）を定めた条約。わが国では平成6年に批准。
こどもの貧困	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない所得で暮らす相対的貧困の17歳以下のこどもの存在および生活状況。
こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。すべてのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目指すことを目標としている。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。
さ行	
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉の脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、児童の健全な育成を妨げること。
就学援助	学校教育法上の実施義務に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者の方に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度。
小1の壁	主に共働き家庭において、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。
た行	
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業をいう。市町村が認可を行う。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込み量の見込み・確保の内容・実施時期を定めることとされている。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な行	
保育所（園）	保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にこどもを保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

は行	
パブリックコメント	公的な機関が規則や計画等を制定・策定しようとするときに、広く公に意見を求める手続のこと。
不育症	妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返す状態。
ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラム。
放課後等デイサービス	支援を必要とする障がいのあるこどもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々のこどもの状況に応じた発達支援を行うことにより、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。
や行	
ヤングケアラー	本来は大人がやるべき家事や家族の世話（ケア）を日常的に行っている18歳未満のこどものこと。
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば、幼児を保育し、幼児の健やか成長のために、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。
ら行	
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階。
量の見込み	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整える考え方。
A B C	
D V	ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。
E P D S	エジンバラ産後うつ病自己質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）の略。産褥期のうつ病を検出するために開発されたスクリーニング・テスト。
S I D S	乳幼児突然死症候群（Sudden Infant Death Syndrome）の略。それまで元気だった乳児が事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう原因不明の病気。
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発 行：いなべ市 編 集：健康こども部こども政策課
〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
電話 0594-86-7821 F A X 0594-86-7864



「こどもまんなか」

笑顔はじける 学びと育みのまち いなべ

第3期 いなべ市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月:令和7年3月

発行:いなべ市 編集:健康こども部こども政策課
〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
電話 0594-86-7821 FAX 0594-86-7864